

羽生市総合評価方式活用ガイドライン

令和6年度版

令和6年9月

羽 生 市

目次

1	総合評価方式の概要・意義等	1
(1)	総合評価方式の概要・意義	1
(2)	ガイドラインの位置付け	1
2	総合評価方式の実施方針	5
(1)	総合評価方式の対象	5
(2)	総合評価方式の実施工事選定基準	5
3	総合評価方式の体系	6
(1)	技術提案型	6
ア	Aタイプ	6
イ	Bタイプ	6
(2)	簡易型	6
ア	評価項目選択型	6
イ	パッケージ型	6
a	土木型	7
b	建築型	7
c	設備型	7
4	標準的な実施手順	8
(1)	総合評価方式の採点方法	8
ア	発注者採点方式	8
イ	自己採点併用発注者採点方式	8
ウ	自己採点方式	8
(2)	総合評価方式の実施フロー	9
5	評価項目・配点等	13
(1)	評価項目一覧表	13
(2)	評価項目・配点等に係る注意事項	14
ア	評価項目	14
イ	配点	14
ウ	その他	14
(3)	評価項目（技術提案型・簡易型共通）	17
ア	企業の技術能力	17
ア（ア）	工事成績評定	17
ア（イ）	施工実績	18
イ	企業の社会的貢献度	19
イ（ア）	災害防止活動等の協定	19
イ（イ）	災害防止活動等の実績	19
ウ	配置予定技術者の技術能力	21
ウ（ア）	工事成績評定	21

ウ（イ）施工経験	23
エ 定性的技術提案【技術提案型に適用】	24
エ（ア）～（エ）工程管理の適切性ほか	24
オ 定量的技術提案【技術提案型Bタイプに適用】	26
オ（ア）技術提案	26
オ（イ）技術提案を実現するための方法	27
カ 企業倫理や信頼性等（減点項目）	28
カ（ア）～（ウ）入札契約に関する不当な強要行為ほか	28
キ 企業の技術能力	29
キ（ア）難工事完了実績	29
キ（イ）新製品・新技術の活用	30
キ（ウ）優秀工事表彰	31
キ（エ）ISO9001の取得	31
キ（オ）登録基幹技能者の配置	31
キ（カ）労働災害防止対策	33
ク 配置予定技術者の技術能力	33
ク（ア）～（ウ）技術者の専門技術力（ヒアリング）ほか	33
ク（エ）保有する資格	34
ク（オ）優秀技術者表彰	34
ク（カ）継続教育（CPD）への取組	34
ケ 企業の地域精通度	36
ケ（ア）地域的条件	36
コ 企業の社会的貢献度	37
コ（ア）企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修）	37
コ（イ）除雪契約実績	37
コ（ウ）障がい者雇用	38
コ（エ）CO2削減対策	38
サ 担い手確保・育成に関する取組	39
サ（ア）インターンシップ等の受入れ実績	39
サ（イ）多様な働き方実践企業の認定	40
シ その他	40
シ（ア）市内下請の選定	40
シ（イ）建設資材県産品の選定	41
6 提出を求める技術資料の内容の明示	42
7 技術評価	43
（1）技術資料の記載事項の確認	43
（2）評価値の算出	43
ア 評価値の計算方法	43
イ 加算点又は技術評価点の算出	44
ウ 不適正な事項に対する措置	45
エ 評価値の決定	46
8 落札候補者の決定方法等	47
（1）落札候補者の決定	47

(2) 評価値の最も高い者が2者以上ある場合	47
(3) 配置予定技術者の配置不可通知	48
(4) 落札者の決定	49
9 履行確認	50
10 ペナルティの設定	51
(1) 技術資料の内容の不履行	51
(2) 技術資料の虚偽記載	51
11 中立かつ公正な評価の確保（学識経験者の意見聴取）	52
(1) 総合評価審査委員会	52
(2) 総合評価審査会	53
12 総合評価方式に係る公表等	53
(1) 技術提案に関する機密の保持	53
(2) 情報提供	53
ア 入札前	53
イ 落札者決定後	53
13 様式	54

参考資料編

1 総合評価方式の概要・意義等

(1) 総合評価方式の概要・意義

公共工事の品質の確保と向上を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」が平成17年4月1日に施行された（令和元年6月14日改正）。この法律では「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組みとして総合評価方式の適用を掲げている。

そして、平成26年6月には、品確法が改正され、受注者と発注者の責務が明確化されたほか、公共工事の品質確保に加え、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保、建設機械の保有、さらに災害時における工事の実施体制の確保がうたわれ、これまでの品質確保に加え、地域維持の担い手である建設企業の育成・確保にも配慮することが必要となっている。

また、令和元年6月の品確法改正では、災害時の緊急対応の強化充実、働き方改革への対応や生産性向上への取り組みなどが公共工事の受注者と発注者の基本的な責務とされた。

公共工事の品質確保を図るためには、発注者は工事の内容等に応じ、競争参加者の技術的能力等の評価を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術的能力等の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則となる。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する受注者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等が図られる。その結果、総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされることが期待される。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

(2) ガイドラインの位置付け

羽生市総合評価方式活用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）は、羽生市が施行する総合評価方式における落札者決定基準及びその他実施方法等の共通事項を定めたものである。

なお、落札者決定基準及びその他実施方法等のうち、各発注案件に係る個別事項については、入札説明書等に定めるものとする。

【用語の定義】

総合評価方式

地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式

市

羽生市

市関係機関等

羽生市及び市が技術支援をしている土地区画整理組合等

今年度、過去〇〇年度間

ガイドライン（令和6年度版）における今年度及び過去〇年度間は、次のとおりとする。

今年度	…	公告日の属する年度
過去 1 年度間	…	令和 5 年度
過去 2 年度間	…	令和 4 年度 ～ 令和 5 年度
過去 3 年度間	…	令和 3 年度 ～ 令和 5 年度
過去 4 年度間	…	令和 2 年度 ～ 令和 5 年度
過去 5 年度間	…	令和元年度 ～ 令和 5 年度
過去 1 5 年度間	…	平成 2 1 年度 ～ 令和 5 年度

公共工事

次のいずれかが発注する工事。

- (1) 国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条又は同施行令附則第 2 条に規定する法人を含む。）（P4 【補則】参照）
- (2) 地方公共団体
- (3) 日本下水道事業団
- (4) 土地区画整理組合

建築工事等

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する建築関係工事

配置予定技術者

当該工事現場の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人として配置を予定する者で、工場製作を含む工事の工場製作を管理する技術者を除く。

配置技術者

配置予定技術者として技術資料に記載した者から、当該工事の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む。）又は現場代理人として配置された者。

業種（29業種）

建設業法に定められた、建設業許可の区分

29業種

土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体

市発注工事

市（令和5年度までに完成したものに限る）の発注工事。

市機関等の施設

市等が管理する以下の施設

道路、河川、水路、水道、下水道、公園、学校、山林、その他の管理施設

本店又は主たる営業所

「羽生市競争入札参加資格者名簿（建設工事）」に登録された本店又は主たる営業所。

ただし、シ（ア）市内下請の選定に係る下請負人にとっては、建設業法許可の本店又は主たる営業所のこと。

閉庁日

「羽生市の休日定める条例」に基づく市の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日）。

建設資材県産品

埼玉県ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kensanhin-touroku-tyuui.html>）参照

市内企業

市内に本店又は主たる営業所を有する企業

提案部分

評価項目「エ 定性的技術提案」及び「オ 定量的技術提案」に係る部分

簡易部分

提案部分以外の評価項目に係る部分

入札参加者

入札公告に記載されている「入札に参加する者に必要な資格」を満たした上で当該入札に参加する者

【補 則】

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条又は同施行令附則第2条に規定する法人

＜同施行令第1条第1項第1号関係＞

首都高速道路株式会社
新関西国際空港株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中日本高速道路株式会社
成田国際空港株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
東日本高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
沖縄科学技術大学院大学学園
日本中央競馬会

＜同施行令第1条第1項第3号関係＞

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
国立研究開発法人科学技術振興機構
国立研究開発法人情報通信研究機構
国立研究開発法人森林研究・整備機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人空港周辺整備機構
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
独立行政法人国際協力機構
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人自動車事故対策機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
独立行政法人都市再生機構
独立行政法人日本学生支援機構
独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター
独立行政法人水資源機構
独立行政法人労働者健康安全機構

＜同施行令附則第2条関係＞

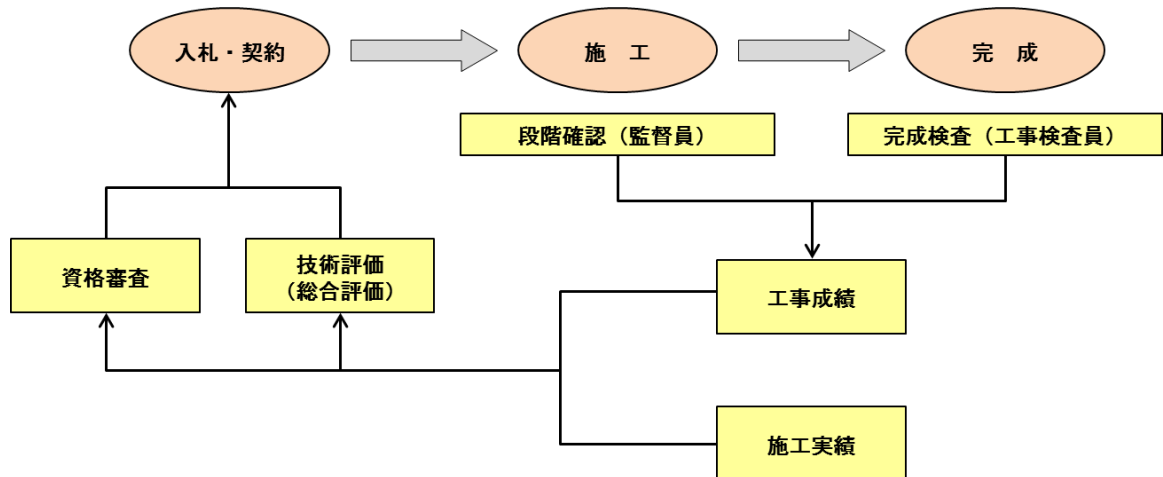
独立行政法人環境再生保全機構

2 総合評価方式の実施方針

総合評価方式は、基本的には、全ての工事において採用することが可能である。しかし、総合評価の実施に当たっては、受発注者の双方にとって、事務量が增大するといった課題がある。

一方で、総合評価方式は、「良い仕事」を行うことが高い評価となり、「次の仕事」へつながる「良い循環」が生まれる効果がある。

そこで、いかにこの良い循環を維持することができるかが、総合評価方式の運用に当たり重要である。



工事の品質を表す指標として、工事成績評定がある。

各都道府県における総合評価方式の結果のデータを見ると、総合評価方式を実施した工事と未実施の工事では、実施した工事の方が成績評定点は高くなっており、総合評価方式が工事の品質確保に寄与していることが分かる。

このような状況に鑑み、全ての工事の中から総合評価方式としてふさわしい工事において適用することとした。

(1) 総合評価方式の対象

原則として、設計金額（税込）10,000千円以上（舗装工事については、5,000千円以上）の一般競争入札で実施する工事から選定する。

(2) 総合評価方式の実施工事選定基準

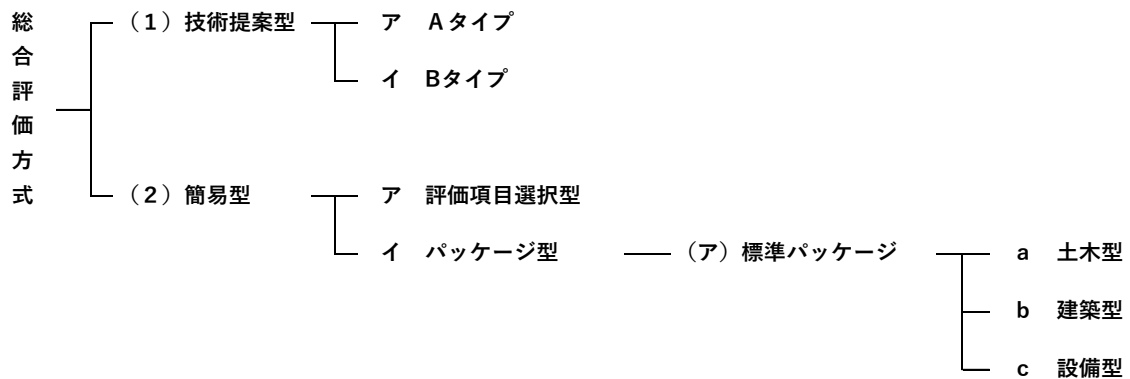
総合評価方式を実施する工事は、品確法の趣旨を踏まえ総合評価方式にふさわしい工事に対して活用するものとする。

なお、工事目的物そのものや、工事実施段階における工事の効率性、安全性、環境への配慮等について、高いレベルが求められる大型工事においては、積極的に総合評価方式を活用し、技術提案を求めるものとする。

また、市発注工事全体において「良い循環」が生まれるよう、工事の発注ランク（規模）にかかわらず、万遍なく総合評価方式を実施するものとする。

3 総合評価方式の体系

総合評価方式の体系は、以下のとおりとし、いずれかの型を選択する。



(1) 技術提案型

工事目的物の性能及び機能向上等に対し、入札参加者に施工管理の工夫を求める工事に適用する型

ア Aタイプ

コンクリート等の品質向上や安全の確保など、工夫の優劣を数値で比較できない（又は比較することが困難である）定性的な技術提案を求める工事に適用する。

イ Bタイプ

騒音の大きさや交通規制の日数など、工夫の優劣を数値で比較できる定量的な技術提案を求める工事に適用する。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が少ない工事において、施工管理の評価を要件とせず、工事成績評定や類似工事の施工実績など、主に過去の実績を評価する型

ア 評価項目選択型

標準パッケージが適用できない場合、必要な評価項目を選択できる簡易な型

イ パッケージ型

工事の性格や目的に応じて、評価項目をパッケージ化した簡易な型

(ア) 標準パッケージ

工事規模に応じて、施工実績や地域精通度のほか、技術能力や社会貢献等を考慮し、あらかじめ複数の標準的な評価項目をパッケージ化したもの。

a 土木型

土木工事（舗装工事等を含む）に適用する。

b 建築型

建築工事に適用する。

c 設備型

設備工事に適用する。

4 標準的な実施手順

(1) 総合評価方式の採点方法

総合評価方式における採点方法は、以下のとおりとする。

ア 発注者採点方式

開札前に、すべての入札参加者に技術資料を求め、開札後に、その評価と開札結果を踏まえ落札者を決定する。技術提案型の場合に適用する。なお、簡易型にも適用することができる。

イ 自己採点併用発注者採点方式

開札前に、すべての入札参加者に簡易部分の自己採点申請書及び技術資料（提案部分）を求める。開札後に、自己採点結果、技術資料（提案部分）の評価結果及び開札結果を踏まえ落札候補者を決定し、落札候補者のみ技術資料（簡易部分）を求める。この技術資料を評価の上、落札者を決定する。技術提案型に適用する。

ウ 自己採点方式

開札前に、入札参加者が総合評価の技術資料を自己採点し、開札後に、自己採点結果と開札結果による評価値で決定した落札候補者のみに技術資料を求める。この技術資料を評価の上、落札者を決定する。簡易型の場合に適用する。

【補 則】

○採点方法の手順

ア 発注者採点方式

- ① 入札参加者は、入札前の定められた期日までに「技術資料」を提出する。
- ② 発注者は「技術資料」を評価し技術評価点を算出する。
- ③ 技術評価点と入札価格（税抜）により評価値を算出し、最も高い者を落札候補者とする。
- ④ 落札候補者が入札参加条件を満たしていれば、その者を落札者とする。

イ 自己採点併用発注者採点方式

- ① 入札参加者は、入札前の定められた期日までに簡易部分の「自己採点申請書」と「技術資料（提案部分）」を提出する。
- ② 発注者は、「技術資料（提案部分）」を評価し、簡易部分の「自己採点申請書」を加え技術評価点を算出する。
- ③ 技術評価点と入札価格（税抜）により評価値を算出し、最も高い者を落札候補者とする。
- ④ 発注者は、落札候補者に「技術資料（簡易部分）」の提出を求め、これを評価し、評価値を確定する。このとき、評価項目ごとの評価点は「自己採点申請書」に記載された値を上限とする。

- ⑤ 落札候補者が入札参加条件を満たしていない場合、又は、④により評価値の順位が入れ替わった場合は、失格となった者を除き、新たに評価値が最も高い者を落札候補者とする。
- ⑥ ④、⑤を繰り返すことにより、入札参加条件を満たし、かつ評価値が最も高い者を確定し、この者を落札者とする。

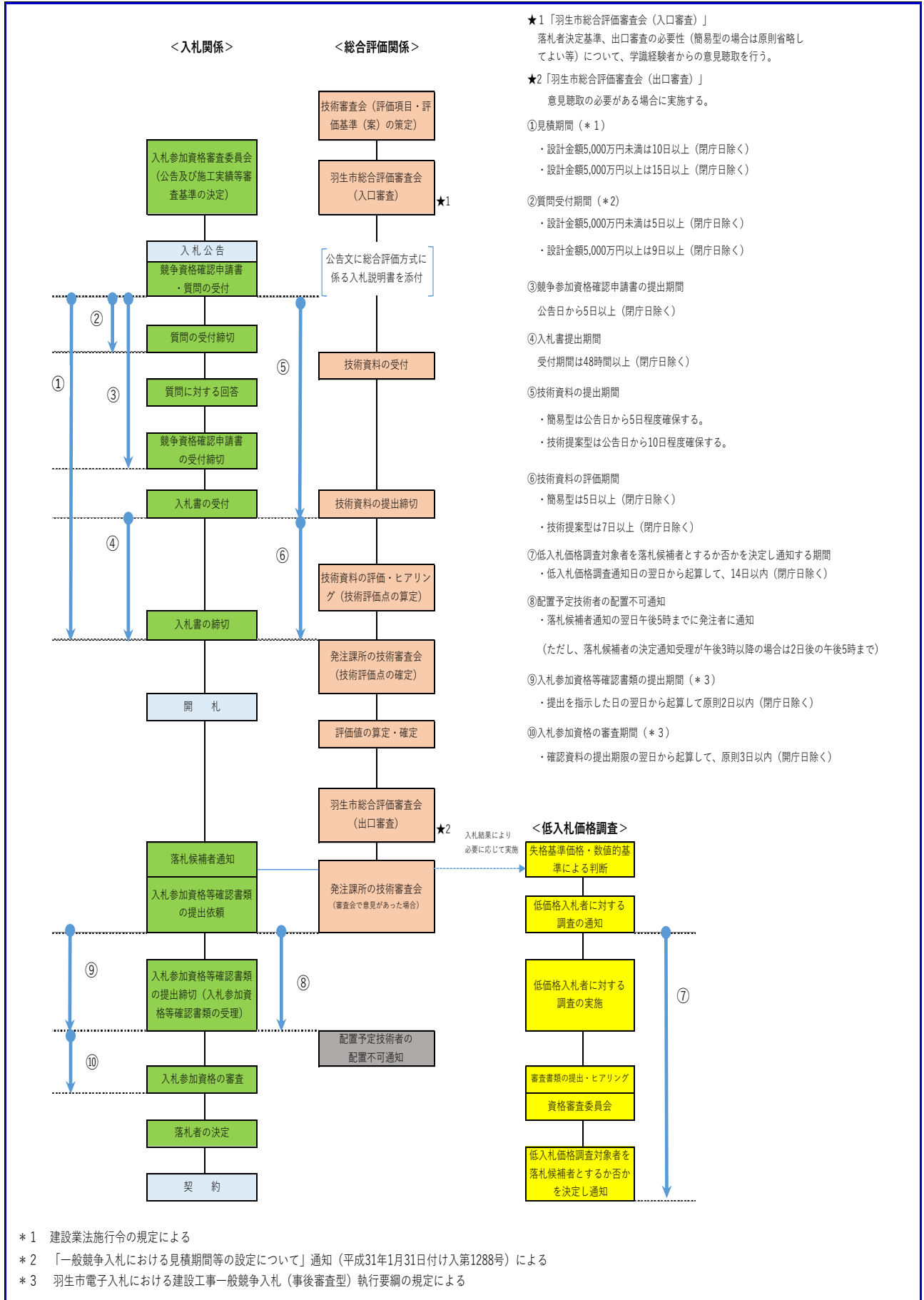
ウ 自己採点方式

- ① 入札参加者は、入札時に「自己採点申請書」を提出する。
- ② 発注者は、「入札価格（税抜）」とこの申請書に記載された「自己採点」（確認後の値）により評価値を算出し、最も高い者を落札候補者として決定する。
- ③ 発注者は、落札候補者に「技術資料」の提出を求め、これを評価し、評価値を確定する。このとき、評価項目ごとの評価点は「自己採点申請書」に記載された値を上限とする。
- ④ 落札候補者が入札参加条件を満たしていない場合、又は、③により評価値の順位が入れ替わった場合は、失格となった者を除き、新たに評価値が最も高い者を落札候補者とする。
- ⑤ ③、④を繰り返すことにより、入札参加条件を満たし、かつ評価値が最も高い者を確定し、この者を落札者とする。

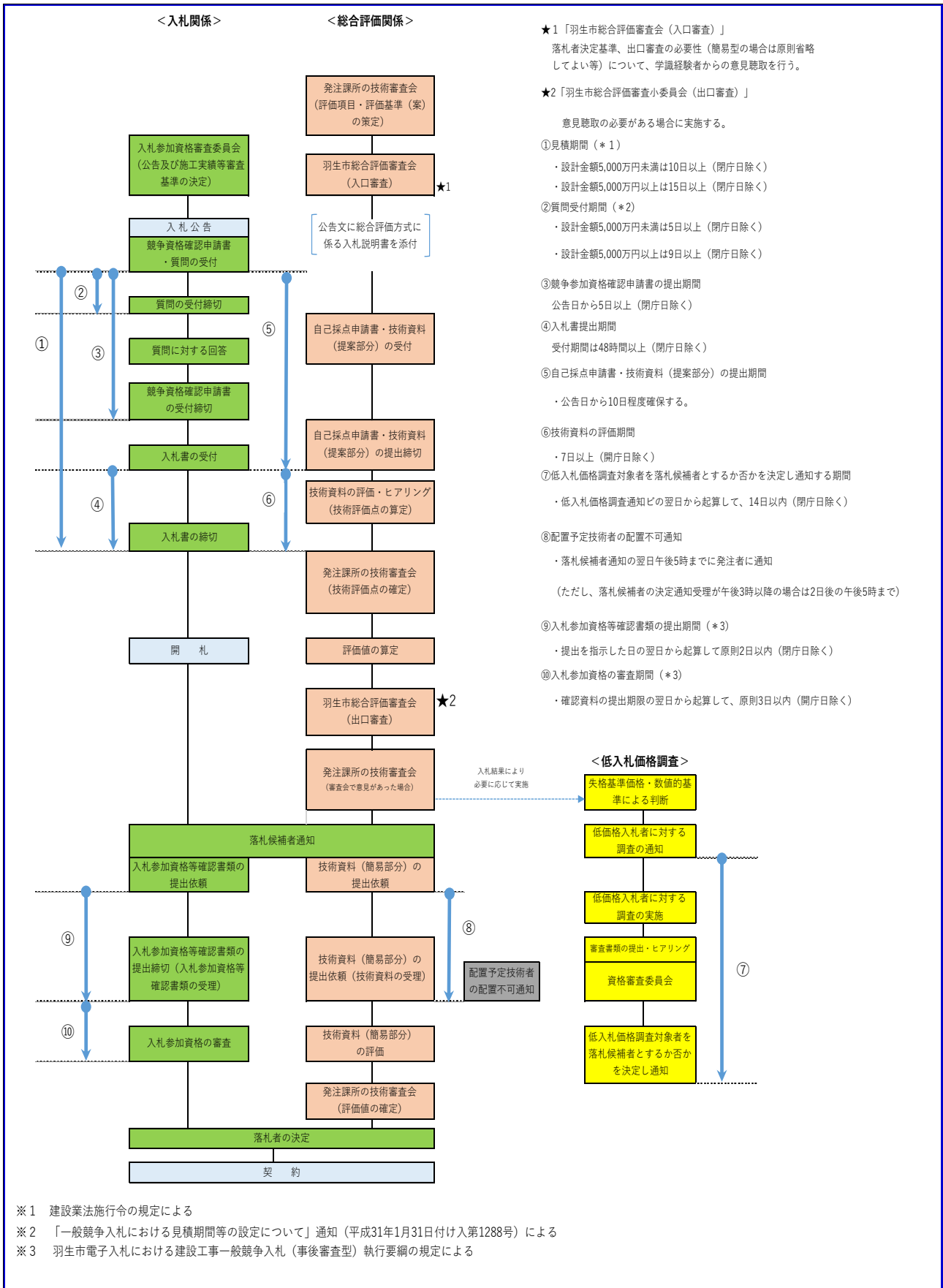
(2) 総合評価方式の実施フロー

総合評価方式の実施フローを次頁に示す。

ア 発注者採点方式で一般競争入札（事後審査型）の場合

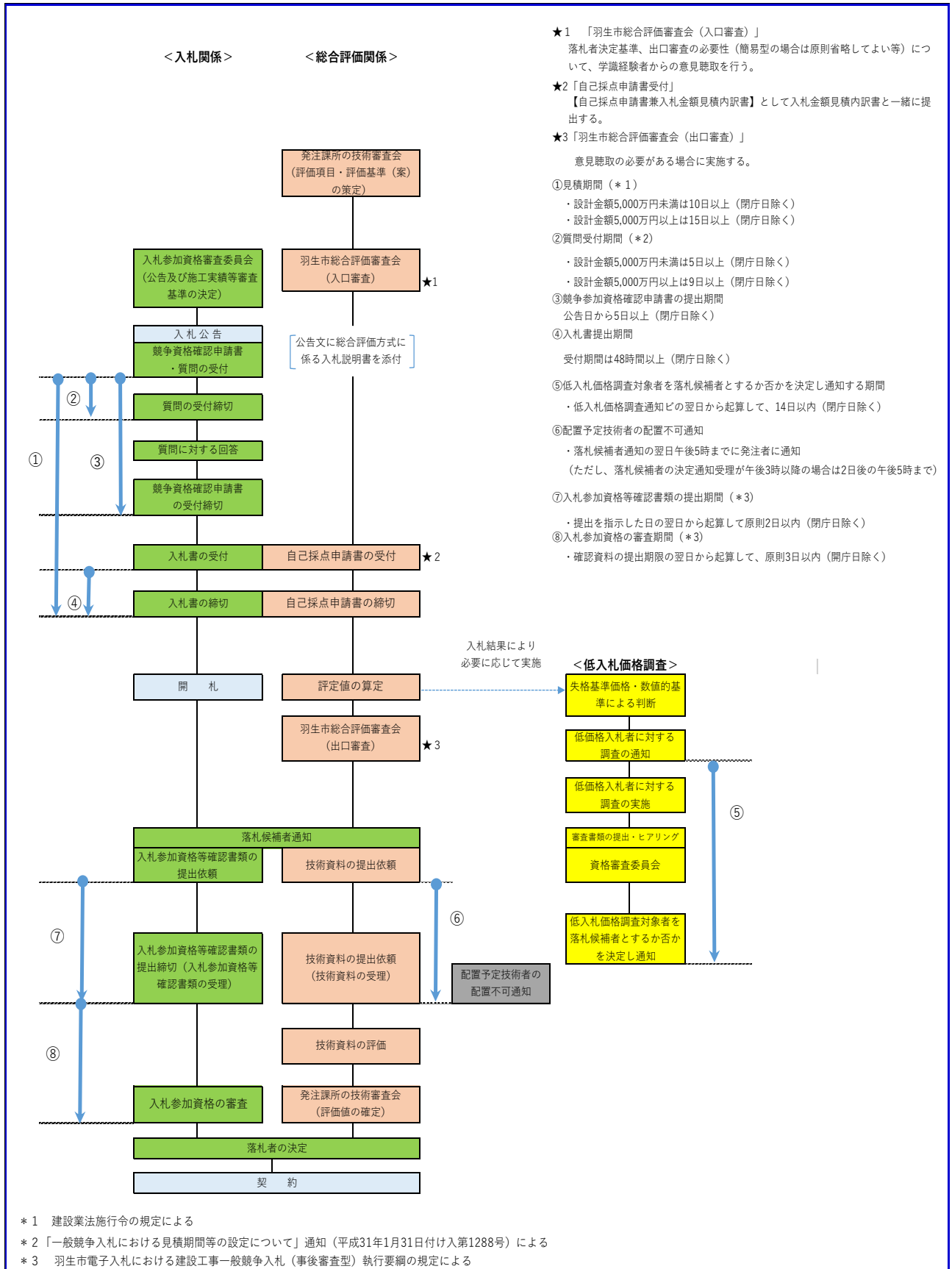


イ 自己採点併用発注者採点方式で一般競争入札（事後審査型）の場合



※1 建設業法施行令の規定による
 ※2 「一般競争入札における見積期間等の設定について」通知 (平成31年1月31日付け入第1288号) による
 ※3 羽生市電子入札における建設工事一般競争入札 (事後審査型) 執行要綱の規定による

ウ 自己採点方式で一般競争入札（事後審査型）の場合



5 評価項目・配点等

(1) 評価項目一覧表

評価項目及び配点等については、以下の一覧表を標準とする。

種別	評価項目		配点	技術提案型		簡易型				
	大項目	小項目		Aタイプ	Bタイプ	選択型 評価項目	パッケージ型			
							標準パッケージ			
						土木型	建築型	設備型		
必須評価項目	ア	企業の技術能力	(ア) 工事成績評定	2	◎	◎	◎	—	◎	◎
		(イ) 施工実績	1	*1	*1	*1	◎	*1	*1	
	イ	企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の協定	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(イ) 災害防止活動等の実績	1	◎	*2	*2	*2	◎	—	—
	ウ	配置技術予定者の技術能力	(ア) 工事成績評定	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(イ) 施工経験	1	*1	*1	*1	—	*1	*1	
	エ	定性的技術提案	(ア) 工程管理の適切性	5	◎	○	—	—	—	—
			(イ) 品質管理の適切性	5	◎	○	—	—	—	—
			(ウ) 安全管理の適切性	5	*3	○	—	—	—	—
			(エ) 発注者が指定した課題への対応的確性	5	◎	○	—	—	—	—
オ	定量的技術提案	(ア) 技術提案	6	—	◎	—	—	—	—	
		(イ) 技術提案を実現するための方法	4	—	◎	—	—	—	—	
カ	企業倫理や信頼性等	(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等	-1~6	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		(イ) 総合評価の不履行	-1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		(ウ) カ(ア)(イ)に該当しない入札参加停止措置	-1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
選択評価項目	キ	企業の技術能力	(ア) 難工事完了実績	3	○	○	○	○	—	—
			(イ) 新製品・新技術の活用	1	○	○	○	○	—	—
			(ウ) 優秀工事表彰	1.5	○	○	○	◎	◎	◎
			(エ) ISO9001の取得	1	○	○	○	○	◎	◎
			(オ) 登録基幹技術者の配置	0.5	○	○	○	○	—	—
			(カ) 労働災害防止対策	1	○	○	○	—	—	—
	ク	配置予定技術者の技術能力	(ア) 技術者の専門技術力（ヒアリング）	3	○	○	○	—	—	—
			(イ) 担当工事の理解度・取組姿勢（ヒアリング）	3	○	○	○	—	—	—
			(ウ) 技術者の対応能力（ヒアリング）	3	○	○	○	—	—	—
			(エ) 保有する資格	1	○	○	○	◎	—	—
			(オ) 優秀技術者表彰	1	○	○	○	◎	◎	◎
	(カ) 継続教育（CPD）への取組	1	○	○	○	○	—	—		
	ケ	企業の地域精通度	(ア) 地理的条件	1	○	○	○	◎	—	◎
	コ	企業の社会的貢献度	(ア) 企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修）	1.5	○	○	○	◎	—	◎
			(イ) 除雪契約実績	1	○	○	○	◎	—	—
			(ウ) 障がい者雇用	1	○	○	○	◎	◎	◎
(エ) CO ₂ 削減対策			1	○	○	○	○	◎	◎	
サ	担い手確保・育成に関する取組	(ア) インターンシップ等の受入れ実績	1	○	○	○	○	◎	◎	
		(イ) 多様な働き方実践企業の認定	1	○	○	○	◎	◎	◎	
シ	その他	(ア) 市内下請の選定	1	○	○	○	◎	◎	◎	
		(イ) 建設資材県産品の選定	1	○	○	○	◎	—	—	
必須評価項目の合計点数の最大値（選択評価項目を除く）			—	26.0	16.0	6.0	16.0	13.5	16.0	
【標準パッケージ】			*1	…	(ア) (イ) どちらかを選択する					
土木型…			*2	…	建築工事等においては、原則選択しない					
建築型、設備型…			*3	…	エ(ア)～エ(エ)から1項目以上選択する					
			◎	…	必ず設定する評価項目					
			○	…	選択できる評価項目					
			—	…	選択できない評価項目					

(2) 評価項目・配点等に係る注意事項

ア 評価項目

技術提案型（Aタイプ・Bタイプ）と評価項目選択型については、必須評価項目のほか、工事の内容、課題等により、選択評価項目の中から原則1つ以上の評価項目を選択する。パッケージ型については、それぞれに示す必須評価項目とし、工事の内容、課題等により選択評価項目を選択する。

なお、選択評価項目以外にも、工事の特性に合わせ適宜評価項目（評価基準含む）を設定できるほか、必須評価項目であっても、入札参加者間で評価に差が生じない評価項目（一般競争入札等で入札条件が評価項目の内容と同一のときなど）や、工事の内容、課題等により適正な評価が困難な評価項目などについては適宜削除できるものとする。この場合は、総合評価審査会の意見聴取が必要である。

イ 配点

配点は、P 1 3 「(1) 評価項目一覧表」に記載されている配点を標準とする。

なお、50.0点を上限値とする。

ただし、技術提案型（Aタイプ・Bタイプ）と簡易型（評価項目選択型）では、工事の内容や地域特性等に応じて評価項目が持つ価値に十分に留意し、得られる価値が必要以上に高くないよう適宜配点を変更できるものとする。この場合は、総合評価審査会の意見聴取が必要である。

ウ その他

- ① J V（経常・特定）における取扱いについては、P 1 5 及び P 1 6 【補則】を参照すること。
- ② 各評価項目の説明表の「確認方法」欄に記載されている番号については、P 4 3 「7 技術評価（1）技術資料の記載事項の確認」の【補則】を参照すること。
- ③ 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとする。なお、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価する。

【補 則】

○ JV（経常・特定）で入札に参加する場合の評価対象者は、下表のとおりとする。

評価項目		JVで入札に参加する場合の 評価対象者	
大項目	小項目		
ア	企業の技術能力	(ア) 工事成績評定	各構成員(合算)の平均点
		(イ) 施工実績	いずれかの構成員
イ	企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の協定	いずれかの構成員
		(イ) 災害防止活動等の実績	いずれかの構成員
ウ	配置技術予定者の技術能力	(ア) 工事成績評定	代表構成員
		(イ) 施工経験	代表構成員
エ	定性的技術提案	(ア) 工程管理の適切性	—
		(イ) 品質管理の適切性	—
		(ウ) 安全管理の適切性	—
		(エ) 発注者が指定した課題への対応的確性	—
オ	定量的技術提案	(ア) 技術提案	—
		(イ) 技術提案を実現するための方法	—
カ	企業倫理や信頼性等	(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等	減点項目に該当する構成員
		(イ) 総合評価の不履行	減点項目に該当する構成員
		(ウ) カ(ア)、カ(イ)に該当しない入札参加停止措置	減点項目に該当する構成員
キ	企業の技術能力	(ア) 難工事完了実績	いずれかの構成員
		(イ) 新製品・新技術の活用	NETIS又は県紹介制度は、 いずれかの構成員 (上記以外は「—」)
		(ウ) 優秀工事表彰	いずれかの構成員
		(エ) ISO9001の取得	いずれかの構成員
		(オ) 登録基幹技術者の配置	いずれかの構成員 又は一次下請負人
		(カ) 労働災害防止対策	いずれかの構成員
ク	配置予定技術者の技術能力	(ア) 技術者の専門技術力(ヒアリング)	代表構成員
		(イ) 担当工事の理解度・取組姿勢(ヒアリング)	代表構成員
		(ウ) 技術者の対応能力(ヒアリング)	代表構成員
		(エ) 保有する資格	代表構成員
		(オ) 優秀技術者表彰	代表構成員
		(カ) 継続教育(CPD)への取組	代表構成員
ケ	企業の地域精通度	(ア) 地理的条件	いずれかの構成員
コ	企業の社会的貢献度	(ア) 企業の社会的貢献の実績(施設管理への協力活動・研修)	いずれかの構成員
		(イ) 除雪契約実績	いずれかの構成員
		(ウ) 障がい者雇用	いずれかの構成員
		(エ) CO ₂ 削減対策	いずれかの構成員
サ	担い手確保・育成に関する取組	(ア) インターンシップ等の受入れ実績	いずれかの構成員
		(イ) 多様な働き方実践企業の認定	いずれかの構成員
シ	その他	(ア) 市内下請けの選定	—
		(イ) 建設資材県産品の選定	—

【補 則】

- 評価対象者の過年度実績のうち、JV（経常・特定）の構成員として施工した工事における実績の評価対象は、下表のとおりとする。

評価項目		過去にJVで施工した 工事における評価対象	
大項目	小項目		
ア	企業の技術能力	(ア) 工事成績評定	代表構成員としての実績
		(イ) 施工実績	代表構成員としての実績
イ	企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の協定	—
		(イ) 災害防止活動等の実績	—
ウ	配置技術予定者の技術能力	(ア) 工事成績評定	代表構成員の技術者としての実績
		(イ) 施工経験	代表構成員の技術者としての実績
エ	定性的技術提案	(ア) 工程管理の適切性	—
		(イ) 品質管理の適切性	—
		(ウ) 安全管理の適切性	—
		(エ) 発注者が指定した課題への対応の確性	—
オ	定量的技術提案	(ア) 技術提案	—
		(イ) 技術提案を実現するための方法	—
カ	企業倫理や信頼性等	(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等	—
		(イ) 総合評価の不履行	—
		(ウ) カ(ア)、カ(イ)に該当しない入札参加停止措置	—
キ	企業の技術能力	(ア) 難工事完了実績	代表構成員としての実績
		(イ) 新製品・新技術の活用	—
		(ウ) 優秀工事表彰	代表構成員としての実績
		(エ) ISO9001の取得	—
		(オ) 登録基幹技術者の配置	—
		(カ) 労働災害防止対策	—
ク	配置予定技術者の技術能力	(ア) 技術者の専門技術力(ヒアリング)	—
		(イ) 担当工事の理解度・取組姿勢(ヒアリング)	—
		(ウ) 技術者の対応能力(ヒアリング)	—
		(エ) 保有する資格	—
		(オ) 優秀技術者表彰	いずれかの構成員の技術者としての実績
		(カ) 継続教育(CPD)への取組	—
ケ	企業の地域精通度	(ア) 地理的条件	—
コ	企業の社会的貢献度	(ア) 企業の社会的貢献の実績(施設管理への協力活動・研修)	—
		(イ) 除雪契約実績	代表構成員としての実績
		(ウ) 障がい者雇用	—
		(エ) CO ₂ 削減対策	—
サ	担い手確保・育成に関する取組	(ア) インターンシップ等の受入れ実績	—
		(イ) 多様な働き方実践企業の認定	—
シ	その他	(ア) 市内下請けの選定	—
		(イ) 建設資材県産品の選定	—

(3) 評価項目（技術提案型・簡易型共通）

ア 企業の技術能力

ア（ア）工事成績評定

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 工事成績 評定* ¹	市発注工事の過去2年度間* ² の平均点が82点以上。	2.0	/2.0
	市発注工事の過去2年度間* ² の平均点が80点以上82点未満。	1.5	
	市発注工事の過去2年度間* ² の平均点が78点以上80点未満。	1.0	
	上記のいずれかにも該当しない、又は実績がない。	0	

- * 1 当該工事の発注業種（29業種）と同業種の成績評定を原則対象とする。
ただし、発注者は「複数の業種を選択」するなど、評価対象を設定することもできる。
なお、工事成績評定については、羽生市契約検査課閲覧資料を参照のこと。
- * 2 過去2年度間に「完成年月日」が属する工事を対象とする。
建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読み替える。
なお、発注者は工事等の内容に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

【補 則】

○合併の取り扱い

合併した企業の評価については、すべての企業の成績の平均を評価する。

○平均点の算出について

工事成績評定の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下を切り捨てて評価する。

○JV（特定・経常）で入札に参加する場合の「工事成績評定」について

各構成員が、単独及び代表構成員として施工した工事の「工事成績評定」の平均点を評価対象とする。その他の構成員や下請けとして施工した工事のものは評価しない。

<当該工事に参加するJV(A社(代表構成員)、B社、C社)の工事成績評定の平均点の算出例>

完成年度	請負業者	工事成績	発注箇所	工事名	工事箇所	請負金額 (税込)	契約工期	完成年月日
R4	A社	85	●●課	●●道路整備工事	羽生市●●地内(市道●●号線)	¥84,000,000	R4.6.1~R5.3.28	R5.3.25
R5	A社・D社JV (A社が代表構成員)	80	△△課	●●管渠布設工事	●●土地区画整理事業地内	¥193,000,000	R5.6.20~R6.3.20	R6.3.15
R4	B社	85	●●課	●●道路改良工事	羽生市●●地内(市道●●号線)	¥31,500,000	R4.9.1~R5.2.28	R5.2.26
R5	B社	75	××課	●●配管布設工事	●●土地区画整理事業地内	¥42,000,000	R5.8.10~R6.1.30	R6.1.29
R5	C社	80	××課	●●配管布設工事	●●土地区画整理事業地内	¥63,000,000	R5.6.22~R6.3.30	R6.3.27
R5	C社	75	●●課	●●交差点整備工事	羽生市●●地内(市道●●号線)	¥52,500,000	R5.7.14~R6.2.15	R6.2.7
平均		80	—小数点以下切り捨て					

ア(イ) 施工実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 施工実績	過去15年度間* ¹ に近隣* ² において類似* ³ の公共工事の施工実績がある。	1.0	/ 1.0
	上記に該当しない。	0	

- * 1 評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象。発注者は、工事の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。
- * 2 「近隣」の範囲は、工事の都度発注者が定義し、入札説明書に具体的に記述する。近隣県、県内、市内等が考えられる。なお、特殊工事等においては、近隣の条件を省くことができる。
- * 3 類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が添付資料で確認できない場合は、評価しない。「類似」の要件は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

イ 企業の社会的貢献度

イ（ア）災害防止活動等の協定

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 災害防止活動等の協定*1	羽生市と協定等を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

* 1 市等との協定書や登録証（企業単体の場合）又は証明書（団体の場合）などにより、入札公告日時点において協力体制を確認できるものとする。

イ（イ）災害防止活動等の実績

評価項目	評価基準*2	配点	得点
(イ) 災害防止活動等の実績*1	過去2年度間に羽生市の求めにより災害防止活動等を行った。	1.0	/1.0
	過去2年度間に埼玉県機関等の求めにより災害防止活動等を行った又は羽生市内で、過去2年度間に国土交通省との協定に基づき災害防止活動等を行った。	0.5	
	上記のいずれかにも該当しない。	0	

* 1 評価対象となる災害防止活動等は、補則「災害防止活動等一覧」のとおりとする。
 なお、建築工事等においては、実績が少ないことから原則選択しない。

* 2 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

* 3 活動期間が2年度に跨る場合は、活動初日の属する年度で評価する。

【補 則】

○災害防止活動等一覧

災害防止活動等の内容

- 1 地震、風水害、降雪、降灰に伴う緊急的な災害防止活動
- 2 落石・土砂崩れへの緊急対応
- 3 倒木への緊急対応
- 4 道路等の陥没における緊急対応
- 5 道路照明灯等の灯具落下、支柱の傾き・転倒への緊急対応
- 6 道路標識等の標識板の落下、支柱の傾き・転倒への緊急対応
- 7 交通事故の後処理に係る緊急時対応
- 8 閉庁日及び夜間の緊急時対応
- 9 河川等における油流出事故、水質異常事故への緊急対応
- 10 河川管理施設の崩壊等の緊急対応
- 11 口蹄疫等家畜伝染病発生時における緊急対応
- 12 漏水事故における緊急対応
- 13 送・配水管路における弁類故障、弁室破損等の緊急対応
- 14 洪水時における取水口、浄水場への緊急対応
- 15 浄水場、河川における油流出事故、水質異常事故への緊急対応
- 16 下水道管渠（人孔を含む）における破損・漏水・溢水事故への緊急対応
- 17 下水道管渠（人孔を含む）に起因する道路破損への緊急対応
- 18 流入・放流水質異常事故への緊急対応

- * 1 羽生市等の求めにより行った活動であることが評価対象とする。ただし、災害発生前に事前に準備するために行った活動（事前の土のう作成の活動など）は評価対象としない。
また、単価契約に基づく活動であっても、活動内容が災害防止活動であれば評価対象とする。
なお、降雪に伴う災害防止活動では、単価契約の再委託契約も評価対象とする。
- * 2 市の求めによる活動実績については、活動を証明できる書類（請書・契約書・報告書等）で確認できるものに限り、評価対象とする。
- * 3 埼玉県機関等の求めによる活動実績については県機関等の交付する活動を証明する書類（災害防止活動認定書）の写しにより確認できるものに限り、評価対象とする。
- * 4 国土交通省との協定に基づく活動実績については、以下の全ての書類により確認できるものに限り、評価対象とする。
 - ア 国土交通省との協定書の写し
 - イ 協会等の団体に所属している証明書等（所属協会が地方整備局と協定を結んでいる場合）の写し
 - ウ 契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の技術能力

ウ（ア）工事成績評価

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 工事成績 評価*1、*2	市発注工事の過去2年度間*3の平均点が82点以上。	2.0	/2.0
	市発注工事の過去2年度間*3の平均点が80点以上82点未満。	1.5	
	市発注工事の過去2年度間*3の平均点が78点以上80点未満。	1.0	
	上記に該当しない、又は実績がない。	0	

* 1 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とする。

① 元請負人の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として工事完成時に従事していた工事

② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事

* 2 工事成績評価については、羽生市契約検査課閲覧資料を参照のこと。

* 3 過去2年度間に「完成年月日」が属する工事を対象とする。

建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読み替える。

【補 則】

○配置予定技術者の候補者数について

配置予定技術者は、3名まで候補者を挙げるができる。

配置予定技術者を複数名挙げる場合は、各候補者について、入札説明書で指示される評価項目「配置予定技術者の技術能力」に係る技術資料を作成すること。

この場合、候補者として挙げられた者のうち、技術評価点の合計点が最も低い者の評価点をもって評価する。

○配置予定技術者の配置不可

落札候補者通知を受けた時点において、配置予定技術者を先に落札した他の工事に配置したため、当該工事に配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して「配置予定技術者に係る配置不可通知書」により配置予定技術者の配置ができなくなった旨を通知することができる。詳細は「配置予定技術者の配置不可通知」（参考資料編）の注意書きを参照のこと。

○配置技術者について

受注者は、配置予定技術者として技術資料に記載した者を、契約後、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人のいずれかとして配置しなければならない。

なお、配置予定技術者を複数名挙げた場合は、そのうち少なくとも1名を配置しなければならない。

ただし、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事については、工場製作のみの期間の配置予定技術者の配置は求めない。

○配置技術者の途中交代について

配置技術者の途中交代は、原則認めない。

ただし、交代が認められる場合としては、配置技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない理由のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が大幅に延長された場合
- ② その他発注者が認めた場合

なお、いずれの場合であっても、交代後に交代前の配置技術者と同等以上の技術能力（技術資料で評価した者と同等以上）を有する者が配置されていなければならない。

受注者は、配置技術者を変更しようとする場合は、やむを得ない理由等を証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。技術者の変更届を提出する際は、変更理由が証明できる書類を添付するものとする。書式は問わないものとする。

また、必要に応じて、交代後の配置技術者が、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力（技術資料で評価した者と同等以上）を有することを証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

入札参加の際は、上記内容を十分考慮したうえで配置予定技術者を選任するものとする。

○過去に在籍していた会社での実績の取扱い

配置予定技術者の技術能力においては、過去に在籍していた会社での実績も評価対象とする。

○平均点の算出について

工事成績評定の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下を切り捨てて評価する。

ウ（イ）施工経験

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 施工経験* ¹	過去15年度間* ² に類似* ³ の公共工事の施工経験がある。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

* 1 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とする。

- ① 元請負人の主任技術者又は監理技術者として工事完成時に従事していた工事
- ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事

* 2 発注者は、工事の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

* 3 「類似」の要件は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

【補 則】

○配置予定技術者の候補者数、配置不可について

「ウ（ア）工事成績評定」の補則を準用する。

○配置技術者の配置、途中交代について

「ウ（ア）工事成績評定」の補則を準用する。

○過去に在籍していた会社での実績の取扱い

配置予定技術者の技術能力においては、過去に在籍していた会社での実績も評価対象とする。

ただし、関係書類（「工事カルテ」又は「登録内容確認書」等）により、実際に従事していたことが証明できない場合は、評価対象としない。

エ 定性的技術提案【技術提案型に適用】

エ（ア）～（エ）工程管理の適切性ほか

評価項目*1	評価基準	配点	得点*3
（ア）工程管理の適切性*2	工事工程や実施手順が合理的であり、工夫が見られる。 （提案を求める具体的な課題を設定する。）	5.0	/5.0
（イ）品質管理の適切性*2	良質な材料の調達、現場条件に応じた施工方法の選定など品質確保のための工夫が見られる。 （提案を求める具体的な課題を設定する。）	5.0	/5.0
（ウ）安全管理の適切性*2	安全管理を高めるための工夫が見られる。 （提案を求める具体的な課題を設定する。）	5.0	/5.0
（エ）発注者が指定した課題への対応の的確性*2	発注者が指定した工事目的物の性能、機能に関する事項、社会的要請に関する事項等への対応に工夫が見られる。	5.0	/5.0

* 1 技術提案型Aタイプの場合は、工事の内容、課題等に応じ（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）から必ず1項目以上を設定する。

* 2 具体的な課題を設定し、入札説明書に記載する。

* 3 採点については、次式のとおり加対象提案数に応じた得点とする。

$$\text{得点} = \text{配点} \times (\text{加対象提案数計} / \text{求める提案数計})$$

（小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止め）

【補 則】

○技術提案における評価点の算出方法について、評価点の計算例を以下のとおり示す。

【計算例】

（ア）工程管理の適切性（配点5.0点）

求める工夫2つの場合

①●●●●の工夫（←加対象提案数3つ／求める提案数3つ）

②●●●●の工夫（←加対象提案数1つ／求める提案数3つ）

$$\text{得点} = \text{配点} \times (\text{加対象提案数計} / \text{求める提案数計})$$

$$= \text{配点} 5.0 \text{ 点} \times (\text{加対象提案数計} 4 \text{ つ} / \text{求める提案数計} 6 \text{ つ})$$

$$= 3.33 \approx \underline{3.3 \text{ 点}} \text{（小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止め）}$$

（エ）発注者が指定した課題への対応（配点5.0点）

求める工夫1つの場合

①●●●●の工夫（←加対象提案数3つ／求める提案数3つ）

$$\text{得点} = \text{配点} \times (\text{加対象提案数計} / \text{求める提案数計})$$

$$= \text{配点} 5.0 \text{ 点} \times (\text{加対象提案数計} 3 \text{ つ} / \text{求める提案数計} 3 \text{ つ})$$

$$= 5.0 \text{ 点}$$

※ 得点の計算は評価項目ごとに行う。

（上記（ア）（エ）を合算した計算はしない）

※ 提案数の上限は入札説明書に記載する。

○提案内容の評価について

提案内容の評価は、以下の要件を全て満たす提案を「加対象」とする。

- I 求める提案数を超えていない。
(提案順に評価し、求める提案数を超える提案は評価しない。)
- II 設計仕様書(目的物)を変更しない。
- III 設計図書に計上されていない。
- IV 求める工夫に該当する。
- V 同趣旨の提案が他にない。(同じ評価項目内で同趣旨の提案がないこと。)
- VI 受発注者の判断で実現可能である。
(警察等関係機関との新たな協議は不要で、現場条件上も実現が可能である。)
- VII 受注者が主体的に取り組むべき事柄である。
- VIII 関係法令・基準等に抵触していない。
- IX 独自の提案である。
(設計図書、関係法令、技術基準等に施工に際して実施すべきと定められている事柄や、既に一般化されている手法ではないもの。なお、技術基準等とは埼玉県工事实務要覧の共通仕様書に規定された「適用すべき諸基準」や工法協会等が発行しているマニュアルや要領の類のことである。)
- X 提案の内容が具体的である。(方法、使用材料、範囲・高さ、時期、基準値等)
- XI 具体的な効果が確認できる。(提出資料のみで確認できること。)
- XII 周辺環境等に悪影響を及ぼす可能性が見当たらない。
- XIII 加点しない特段の理由が見当たらない。

オ 定量的技術提案【技術提案型Bタイプに適用】

オ（ア）技術提案

評価項目	評価基準	配点	得点*1
<p>（ア）技術提案</p> <p>工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じ、内容と標準値を適宜設定する。</p> <p>（工事目的物の性能、機能の向上に関する例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装構造の提案による走行騒音の低減量 ・建物構造の提案による構造強度の増加量 ・ポンプ構造の提案による排水能力量の増加量 等 <p>（社会的要請への対応に関する例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者用通路として確保できる幅員等（施工に伴う安全対策） ・工事施工に伴う、交通止めなど交通規制日数の短縮日数等（交通への影響） ・工事施工による、水質汚濁防止のための排水の浮遊物の低減量や騒音の低減量 ・工事現場からの建設廃材の排出量の低減量等（環境への影響） ・供用開始を早めるための工期の短縮日数等（工期の短縮） ・間伐材、伐採除根材等のリサイクル率の向上等（その他） 	提案値による 定量評価	6.0	/6.0

* 1 技術提案の項目に対する採点は、最も優れた提案値に満点、標準値に0点を与え、それ以外の中間の提案値に対する得点は比例配分で求めるものとする。

ただし、提案値が標準値未満のときは、失格とする。

$$\text{（得点）} = 6.0 \text{ 点} \times \frac{\text{（提案値）} - \text{（標準値）}}{\text{（最高提案値）} - \text{（標準値）}}$$

オ（イ）技術提案を実現するための方法

評価項目	評価基準	配点	得点*3*4
(イ) 技術提案を実現するための方法 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け等	現地の条件*1に合った適切な方法が示され、優位な工夫が見られ、実現が確実である。	4.0	/4.0
	現地の条件*1に合った適切な方法が示され、実現が見込まれる。	2.0	
	適切な方法は示されていないが実現が見込まれる。	1.0	
	上記のいずれかにも該当しない。*2	0	

*1 現地の条件とは、地形、地質、環境、地域特性、近隣への配慮等。

*2 技術提案を実現するための方法を評価した結果、技術提案の内容の実現可能性がないことが明らかなき場合は、オ（ア）の技術提案の得点を0点とする。

*3 オ（ア）「技術提案」の得点が0点の場合は、オ（イ）「技術提案を実現するための方法」の得点は0点となる。

*4 「オ（イ）技術提案を実現するための方法」の配点は、「オ（ア）技術提案」が満点（6点）のときの点数であるため、オ（ア）の技術提案の得点（四捨五入前の得点）により、オ（イ）の実現するための方法の得点補正（別表）を行う。

（別表）により補正した各社の得点は、小数点以下第2位まで有効とし、最終的に技術評価点を算出する際に、小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位止めとする。

*5 採点に当たり複数の者の提案に優劣が見られる場合、中間点を与えることができる。

（別表）

技術提案の得点率範囲	実現方法の補正係数
25%未満	0.25
25%以上 50%未満	0.50
50%以上 75%未満	0.75
75%以上	1.00

※オ（ア）技術提案の得点率は、四捨五入前の得点で判断する。

【補 則】

○技術提案を実現するための方法の得点の補正例

技術提案の得点 4.0 点、技術提案を実現するための方法の得点 2.0 点の場合。

上記別表から 4.0 点（得点率 67%）⇒ 補正係数 0.75

2.0 点 × 0.75 = 1.5 点 となる。

カ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

カ（ア）～（ウ）入札契約に関する不当な強要行為ほか

評価項目	評価基準	配点
(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等*1、*2、*3、*4、*5	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に「羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。*4	-1.0 ～ -6.0
	上記に該当しない。	0
(イ) 総合評価の不履行*1、*2、*6、*7	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に市が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く）	-1.0
	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に市が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由*7により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0
(ウ) カ（ア）カ（イ）に該当しない入札参加停止措置*1、*2、*3、*8	カ（ア）カ（イ）に該当せず、過1年度間及び今年度（公告日までの期間）に「羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0

*1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、失格とする。

*2 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一評価項目における複数回の措置については、重複評価せず減点を合算しない。

*3 入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日（期間の始まりの日）で判断する。

*4 入札契約に関する不当な強要行為等とは、次の（A）～（F）の行為のことを言う。

（A）入札契約に関する不当な強要行為

（B）過積載による法令違反

（C）ディーゼル不適合車の使用による法令違反

（D）不正軽油の使用による法令違反

（E）死亡事故

（F）羽生市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外

*5 評価項目カ（ア）「入札契約に関する不当な強要行為等」については*4の（A）～（F）の行為により、入札参加停止措置を受けた数に配点（-1.0点）を乗じた点数の合計を減点する。（最大：-6.0点）

（（A）～（F）の行為のうち、同一の行為により複数回の入札参加停止措置を受けた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない）

*6 評価項目カ（イ）「総合評価の不履行」については、受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとして事項のうち、複数の不履行が生じた場合は重複評価し減点を合算する。ただし、同一事項の不履行が複数回生じた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない。なお、技術者の配置に関する事項の不履行については、不履行が複数回生じた場合でも、重複評価せず、減点の大きいもののみを採用し、減点する。

*7 真にやむを得ない理由とは、ガイドライン P22「配置技術者の途中交代について」を参照

*8 評価項目カ（ウ）の「カ（ア）、カ（イ）に該当しない入札参加停止措置」については、当該評価項目に該当する事項が複数回生じた場合の措置は、重複評価せず減点を合算しない。

キ 企業の技術能力

キ（ア）難工事完了実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 難工事 完了実績* 1、* 2、 * 3	市が指定した難工事の完了実績が、過去1年度間に3件以上ある。	3.0	/3.0
	市が指定した難工事の完了実績が、過去1年度間に2件ある。	2.0	
	市が指定した難工事の完了実績が、過去1年度間に1件ある。	1.0	
	上記のいずれにも該当しない。	0	

* 1 難工事に指定した除雪の単価契約については、元請負人のみ評価対象とする。

* 2 難工事に指定した単価契約については、発注者の指示により出動した場合には、支払いの有無にかかわらず完了実績があったものとみなす。

* 3 市で入札公告した難工事は、契約手続きを行った市が指定した難工事とする。

キ（イ）新製品・新技術の活用

評価項目	評価基準*4	配点	得点
(イ) 新製品・新技術の活用	自社*1の製品や技術を国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）*2に登録している。	1.0	/1.0
	自社*1の製品や技術を県の新製品・新技術紹介制度*2に登録している。	1.0	
	令和3年度まで実施していた県のNew-ProTech制度（新製品・新技術マッチングモデル事業）*3に採用され、有効性が確認されている又はNETIS*4に登録のある製品・技術を選定する。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

* 1 入札参加者が、当該製品・技術を登録するに当たっての「開発会社」に相当し、当該製品・技術を使用する権原を有しているものとする。

* 2 入札公告日時点において、NETIS や県の新製品・新技術紹介制度に登録しているものとする。ただし、「NETIS 掲載期間終了技術リスト」又は県の「過去に紹介した新製品・新技術一覧表」への掲載に移行されたものは評価対象としない。

なお、「新製品・新技術紹介制度」の登録状況については、建設管理課のホームページを参照のこと。 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/singijutu-top.html>)

* 3 「発注者提案型」と「応募者提案型」いずれのタイプでも評価対象とする。

入札公告日時点において、「有効性を確認」又は「評価できる」と事後評価された製品・技術を、工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種のいずれかに選定する場合に評価対象とする。ただし、一定の条件や意見等を付した上で有効性を確認・評価されたもの又は掲載期間が終了した製品・技術（掲載期間は評価を通知した翌年度から5年度間）は評価対象としない。

「新製品・新技術マッチングモデル事業」の事後評価結果については、総合技術センターのホームページを参照のこと。 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/b1013/new-protech.html>)

* 4 [有用な新技術の活用]

本発注工事において「新技術情報提供システム（NETIS）に掲載された有用な新技術を活用する場合、加点点評価する。

有用な新技術とは、「公共工事等における新技術活用システム」において、推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術、活用促進技術（旧）、設計比較対象技術、少実績優良技術に指定された技術（NETIS 登録画面の「技術の位置付け」の各項目のいずれかに星マーク（★）のあるもの）で「NETIS 新技術情報提供システム」に掲載されているもの。

有用な新技術の活用においては、特記仕様書で実施を求められた技術については、評価しない。

公告日より前に NETIS から削除された技術については、評価しない。

* 5 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

キ（ウ）優秀工事表彰

評価項目	評価基準	配点	得点
(ウ) 優秀工事表彰	過去3年度間に当該工事と同じ部門*1で埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優秀賞・特別奨励賞）を受けたことがある。	1.5	/1.5
	過去3年度間に当該工事と同じ部門*1で、次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰	1.0	
	上記のいずれにも該当しない。	0	

*1 発注者が当該工事と同じ部門を指定する。部門には土木、建築、設備の3つがある。

キ（エ）ISO9001の取得

評価項目	評価基準	配点	得点
(エ) ISO9001 の取得*1	ISO9001を取得している。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

*1 入札公告日時点において、入札参加者がISO9001を取得しているものとする。

キ（オ）登録基幹技能者の配置

評価項目	評価基準	配点	得点
(オ) 登録基幹技能者の配置 *1、*2、*3	本発注工事に係る元請負人又は一次下請負人が配置する現場従事者（元請負人の主任技術者又は監理技術者を除く）として、所定の建設技能を有する登録基幹技能者を配置する。	0.5	/0.5
	上記に該当しない。	0	

*1 評価対象とする登録基幹技能者は、補則「登録基幹技能者種別一覧」のとおりとする。

*2 工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種のいずれかに「登録基幹技能者」を配置する。

*3 本工事費内訳書又は工事数量総括表にない工種を技術資料に記載した場合は評価しない。

【補 則】

○評価の対象

下表に関わらず、公告日時点において、建設業法施行規則第18条の6の規定により登録された「登録証」に記載されている「登録基幹技能者講習の種目」にある登録基幹技能者を評価対象とする。

○登録基幹技能者について

登録基幹技能者とは、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第3号）により、工事現場において基幹的な役割を担う技能者で国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者。

○登録基幹技能者種別一覧表（参考）

（令和6年3月25日現在）

No.	登録基幹技能者の種類	No.	登録基幹技能者の種類
1	登録電気工事基幹技能者	23	登録ダクト基幹技能者
2	登録橋梁基幹技能者	24	登録保温保冷基幹技能者
3	登録造園基幹技能者	25	登録グラウト基幹技能者
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	26	登録冷凍空調基幹技能者
5	登録防水基幹技能者	27	登録運動施設基幹技能者
6	登録トンネル基幹技能者	28	登録基礎工基幹技能者
7	登録建設塗装基幹技能者	29	登録タイル張り基幹技能者
8	登録左官基幹技能者	30	登録標識・路面標示基幹技能者
9	登録機械土工基幹技能者	31	登録消火設備基幹技能者
10	登録海上起重基幹技能者	32	登録建築大工基幹技能者
11	登録PC基幹技能者	33	登録硝子工事基幹技能者
12	登録鉄筋基幹技能者	34	登録ALC基幹技能者
13	登録圧接基幹技能者	35	登録土工基幹技能者
14	登録型枠基幹技能者	36	登録ウレタン断熱基幹技能者
15	登録配管基幹技能者	37	登録発破・破碎基幹技能者
16	登録鳶・土工基幹技能者	38	登録建築測量基幹技能者
17	登録切断穿孔基幹技能者	39	登録解体基幹技能者
18	登録内装仕上工事基幹技能者	40	登録圧入人工基幹技能者
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	41	登録送電線工事基幹技能者
20	登録エクステリア基幹技能者	42	登録さく井基幹技能者
21	登録建築板金基幹技能者	43	登録あと施工アソカ基幹技能者
22	登録外壁仕上基幹技能者		

キ（カ）労働災害防止対策

評価項目	評価基準* ²	配点	得点
(カ) 労働災害防止対策	建設業労働災害防止協会へ加入* ¹ している。	1.0	/1.0
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)を導入* ¹ している。	1.0	
	上記のいずれにも該当しない。	0	

* 1 入札公告日時点において、入札参加者が加入又は導入しているものとする。

* 2 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

【補 則】

○建設業労働災害防止協会について

建設業労働災害防止協会は、労働災害防止団体にに基づき設置された、厚生労働省所管の特別民間法人。建設業従事者に対する労働災害に関する注意喚起のほか、労働安全衛生法に基づく技能講習や特別教育も行っている。

○建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS：コスモス)について

COHSMSとは、労働安全衛生マネジメントシステムの構築・実施状況を、コスモス認定基準に従って評価し、同基準に適合している場合に、適合していると認定されているもので、そのCOHSMSの有効期間は、認定日から3年間である。

ク 配置予定技術者の技術能力

ク（ア）～（ウ）技術者の専門技術力（ヒアリング）ほか

評価項目* ¹	評価基準	配点	得点* ³
(ア) 技術者の専門技術力* ² (ヒアリング)	過去に経験した同種工事について中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が具体的に説明できる。	3.0	/3.0
(イ) 当該工事の理解度・取組姿勢 (ヒアリング)	当該工事について適切に理解した上で、質問や提案等積極的な取組姿勢が見られる。	3.0	/3.0
(ウ) 技術者の対応能力 (ヒアリング)	当該工事について近隣住民などの第三者に対して工事説明や苦情処理などの対応が適切にできる。	3.0	/3.0

* 1 (ア)、(イ)、(ウ)については、配置予定技術者に対するヒアリングにより判断する。

* 2 以下の①又は②の条件を満たす場合、この評価項目を設定する。

①「配置予定技術者の過去に経験した工事を入札公告上の参加資格要件とした」

②「総合評価方式の評価項目で配置予定技術者の施工経験を設定した」

* 3 採点に当たり技術者の評価に優劣が見られる場合、中間の得点を与えることができる。

ク（エ）保有する資格

評価項目	評価基準	配点	得点
(エ) 保有する資格* ¹	1級●●施工管理技士* ² 、1級建築士* ² 、技術士（●●部門）* ² 又は専門資格●●●●* ³ のいずれかを保有している。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

* 1 入札公告日時点において、資格が有効であるものとする。

* 2 建設業法により、当該工事の発注業種（29業種）の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。

* 3 専門資格は該当資格を記載する。なお、専門資格のみとすることもできる。

ク（オ）優秀技術者表彰

評価項目	評価基準	配点	得点
(オ) 優秀技術者表彰* ¹	過去5年度間に次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰 ・埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰 ・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

* 1 過去に在籍していた会社での実績も評価対象となる。

ク（カ）継続教育（CPD）への取組

評価項目	評価基準	配点	得点
(カ) 継続教育（CPD）への取組 * ¹ 、* ²	過去1年度間の取得単位が、各団体等の推奨単位以上を取得している。	1.0	/1.0
	過去1年度間の取得単位が、各団体等の推奨単位の1/2以上でかつ推奨単位未満を取得している。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

* 1 過去に在籍していた会社での継続教育も評価対象とする。

* 2 推奨単位を定めている団体等の継続教育（CPD）を評価対象とする。

【補 則】

○継続教育（CPD）の学習履歴証明書を発行している団体の一例

建設系 CPD 協議会（団体独自で証明書を発行）

団 体 名	評価基準（推奨単位、目標ユニット）
（公社）空気調和・衛生工学会	50 ポイント／年
（一財）建設業振興基金	12 単位／年
（一社）建設コンサルタンツ協会	50 単位／年
（一社）交通工学研究会	50 単位／年
（公社）地盤工学会	50 ポイント／年
（一社）森林・自然環境技術者教育会	20CPD 時間／年
（一社）全国上下水道コンサルタント協会	50 単位／年
（一社）全国測量設計業協会連合会	20 ポイント／年
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット／年
（一社）全日本建築技術協会	25 単位／年
土質・地質技術者生涯学習協議会	50CPD 時間／年
（公社）土木学会	50 単位／年
（一社）日本環境アセスメント協会	50 単位／年
（公社）日本技術士会	50CPD 時間／年
（公社）日本建築士会連合会	12 単位／年
（公社）日本コンクリート工学会	協会独自による証明は行わない
（公社）日本造園学会	50 単位／年
（公社）日本都市計画学会	50 単位／年
（公社）農業農村工学会	50 単位／年

建築 CPD 運営会議（運営会議名にて証明書を発行）

団 体 名	評価基準（推奨単位、目標ユニット）
（公社）日本建築士会連合会	12 認定時間／年 (12 団体の合計)
（一社）日本建築士事務所協会連合会	
（公社）日本建築家協会	
（一社）日本建設業連合会	
（一社）日本建築学会	
（公社）空気調和・衛生工学会	
（一社）建築設備技術者協会	
（一社）電気設備学会	
（一社）日本設備設計事務所協会	
（一財）建設業振興基金	
（公財）建築技術教育普及センター	
（一社）日本建築構造技術者協議会	

○継続教育（CPD）の評価方法

- ・ 入札参加者から提出された、団体等が発行した配置予定技術者の継続教育（CPD）の学習履歴を証明する証明書の写し（当該団体等の推奨単位が確認できる資料を含む）により、配置予定技術者の学習履歴の取得単位と当該団体等の推奨単位を確認する。
- ・ 推奨単位に「標準ユニット」と「優良ユニット」を設けている団体等については、「標準ユニット」を評価基準とする。
- ・ 継続教育（CPD）の証明期間は、過去1年度間（公告日が令和6年7月～令和7年6月の場合、令和5年4月1日～令和6年3月31日であることを確認する。

ケ 企業の地域精通度

ケ（ア）地域的条件

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 地域的条件	本店又は主たる営業所の所在地が（市内、工事場所の同一地域内）*1、*2である。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

* 1 発注者が選択又は設定し、記述する。

* 2 工事場所が複数地域に跨る場合は、複数地域で評価対象とする。（ただし、重複評価はしないこととする。）

【補 則】

○地域の設定について



地域区分	該当地区	面積 (ha)
中央地域	羽生	424.0
西部地域	岩瀬・新郷・川俣	1,628.7
南部地域	南羽生・須影・手子林	1,406.3
東部地域	井泉・三田ヶ谷・村君	1,947.6

※羽生市都市計画マスタープランから抜粋

コ 企業の社会的貢献度

コ（ア）企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修）

評価項目	評価基準 ^{*3}	配点	得点
(ア) 企業の社会的貢献の実績 (施設管理への協力活動・研修)	過去2年度間に施設管理への協力活動 ^{*1} の実績が2分類以上 ^{*2} ある。	1.5	/1.5
	過去2年度間に施設管理への協力活動 ^{*1} の実績が1分類ある。	1.0	
	上記に該当しない。	0	

* 1 施設管理への協力活動とは、市機関等の施設（*2参照）の管理に関して、次の①～⑤すべてを満たすものをいう。

- ①施設管理者の了解（協定書、認定書等）を得た活動である。
- ②企業（入札参加者）単独又は企業（入札参加者）を含む団体の活動である。
- ③道路清掃、河川清掃、及び公園の植栽管理等を自発的、自主的に行った活動である。
- ④施設管理者が主催する活動への参加ではない。
- ⑤イベント等への参加ではない。

評価は、市機関等の施設管理者が企業（入札参加者）に対して交付した「施設管理への協力活動実績証明書」により評価する。

なお、企業に属する入札参加者でない営業所等が行った施設管理への協力活動も評価対象とする。国又は県が管理する施設における活動実績は評価対象としない。

* 2 市機関等の施設は、道路、河川、水路、水道、下水道、公園、学校、山林、その他の管理施設に分類される。これらの分類のうち、異なる2つ以上の分類において施設管理への協力活動の実績がある場合には、「2分類以上」として評価する。

* 3 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

コ（イ）除雪契約実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 除雪契約実績 ^{*1}	過去2年度間に市との除雪契約実績がある。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

* 1 除雪契約実績は、単価契約又はその再委託契約（発注者の承諾を得た者に限る）を評価対象とする。なお、国や県の実績は評価対象としない。

コ（ウ）障がい者雇用

評価項目	評価基準*2	配点	得点
(ウ) 障がい者雇用*1	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の法定雇用率に1ポイントを加えた率で障がい者を雇用している。	1.0	/1.0
	法定雇用義務はないが障がい者を雇用している。	1.0	
	上記に該当しない。	0	

*1 入札公告日の直前の6月1日現在において、障がい者（常用労働者）を雇用しているものとする。なお公告日が6月1日の場合は、公告日の前年の6月1日を言う。

*2 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

コ（エ）CO2削減対策

評価項目	評価基準	配点	得点
(エ) CO2削減対策*1	次のいずれかの認証等を受けている。 ・「ISO14001」 ・「エコアクション21認証・登録制度」 ・「埼玉県エコアップ認証制度」	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

*1 入札公告日時点において、入札参加者が当該認証等を受けているものとする。

【補 則】

○エコアクション21認証・登録制度について

環境省が定めた環境経営システムや環境報告に関するガイドラインにもとづく制度。

詳細は、一般財団法人持続性推進機構エコアクション21中央事務局ホームページを参照のこと。
(<https://www.ea21.jp/>)

○埼玉県エコアップ認証制度について

県が事業者のCO2削減取組を認証する制度。

詳細は、県環境部温暖化対策課「埼玉県エコアップ認証制度」ホームページを参照のこと。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/eco-up.html>)

サ 担い手確保・育成に関する取組

サ（ア）インターンシップ等の受入れ実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) インターンシップ等の受入れ実績	過去2年度間に、連続した3日以上 of インターンシップ等の受入れ実績がある。	1.0	/1.0
	過去2年度間に、短期（3日未満） of インターンシップ等又は現場見学会の受入れ実績がある。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

【補 則】

○「インターンシップ等の受入れ実績」の評価対象について

インターンシップ等の受入れ実績は、以下の①～③の全ての条件を満たし、学校と企業との協議のうえ実施されたものを評価対象とする。

- ① 以下の学生・生徒を対象としたものであること。

大学（大学院、短期大学を含む）、高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校、各種学校、高等専門学校、高等技術専門学校（職業能力開発校）、職業能力開発大学校（同短期大学校を含む）、特別支援学校（高等部）

ただし、学生・生徒が所属する学校の所在地は問わない。

また、当該評価項目はインターンシップ（就業体験）を対象とし、義務教育課程等で行われる、いわゆる「職場体験」は対象としない。

- ② 学校が証明する「インターンシップ等受入れ実績証明書」により実績が確認できるもの。学校が証明できない場合については、学生を受入れた企業が作成する証明書類（インターンシップ状況が確認できるもの）に代えることができるものとする。
- ③ 県内企業が受け入れた実績であること。

○「現場見学会の受入れ実績」の評価対象について

現場見学会の受入れ実績は、上記①～③全ての条件を満たし、学校と企業との協議の上実施されたものを評価対象とする。

○企業証明の書類事例

- ・インターンシップへ参加した学生の自筆のサインと学生証のコピーなど
- ・インターンシップ実施状況写真と学生の自筆のサインなど

サ（イ）多様な働き方実践企業の認定

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 多様な働き方実践企業の認定 *1	埼玉県「多様な働き方実践企業」のプラチナ又はゴールド認定（各々プラス評価を含む。）を受けている。	1.0	/1.0
	埼玉県「多様な働き方実践企業」のシルバー認定（プラス評価を含む。）を受けている。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

*1 入札公告時点において、入札参加者が当該認定を受けている場合に評価する。

【補則】

○「多様な働き方実践企業」について

埼玉県では、仕事の子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方により男女が共にいきいきと働き続けられる環境づくりに取り組んでいる。

該当する認定基準の数により、「プラチナ」「ゴールド」「シルバー」の3つの認定区分がある。なお、認定を受けている企業で男性の働き方見直しに取り組む企業はプラス評価となる。

詳細は、県多様な働き方推進課「多様な働き方実践企業認定制度について」ホームページ参照のこと。<http://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/index.html>

シ その他

シ（ア）市内下請の選定

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 市内下請の選定*1、*2	・下請負人を市内企業から2社以上選定する。	1.0	/1.0
	以下のいずれかを満たすこと ・下請負人を市内企業から1社選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が羽生市内であり、すべて自社で施工する。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

*1 下請負人に係る市内企業等の「本店又は主たる営業所」は、建設業許可の本店又は主たる営業所の所在地を示す。

*2 下請負人とは、建設業許可を受けかつ、受注業者との直接契約のある1次下請負人であり、2次下請負人以降は、評価対象としない。

シ（イ）建設資材県産品の選定

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 建設資材 県産品の選定 * 1、* 2	資材を建設資材県産品から選定する。	1.0	/ 1.0
	上記に該当しない。	0	

* 1 使用資材品目が多い工事など必要に応じ、建設資材県産品を選定する割合を設定することができる。

* 2 県内で1社しか製造していない資材は原則として指定しない。指定する必要がある場合は、使用数量の割合設定等を行うことができる。

6 提出を求める技術資料の内容の明示

発注者は、総合評価方式によって入札を行う場合は、入札公告にその旨を明記するとともに、技術資料提出時に明示すべき事項を入札説明書に記載する。

【補 則】

○入札説明書に明示すべき事項の例

- 工事の概要
- 総合評価方式の型
- 採点方式
- 自己採点申請書
- 用語の定義
- 総合評価に関する事項
 - ・ 評価の方法
 - ・ 評価値の算出方法
 - ・ 見なし評価
 - ・ 1 / 3 失格基準
 - ・ 落札者（落札候補者）の決定方法
 - ・ 配置予定技術者の配置不可通知
 - ・ 技術資料の内容の不履行について
 - ・ 技術資料の虚偽記載について
 - ・ 不服の申出について
 - ・ 不適正な事項に対する措置について
- 技術資料の提出
- 契約書作成に伴う技術資料の追加提出
- ヒアリング
- 落札者の決定通知
- 評価状況に関する情報提供
- 実施上の留意事項
- その他
- 評価基準及び提出資料
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価基準
 - ・ 提出資料
 - ・ 配点

など

※採点方式により必要な事項を記載する。

※案件ごとの入札説明書を確認し入札に参加すること。

7 技術評価

(1) 技術資料の記載事項の確認

入札参加者から提出された技術資料（様式）は、下記の「【補則】○記載事項の確認」により記載事項を確認する。

【補 則】

○記載事項の確認

評価項目ごとの確認方法

- ① 技術資料に添付された資料に基づき確認する。（入札説明書を参照する）
- ② 発注課及び入札担当課で確認する。
- ③ N E T I S と埼玉県ホームページを活用して確認する。
- ④ 羽生市ホームページ等を活用して確認する。
- ⑤ ヒアリングを実施して確認する。
- ⑥ 羽生市技術審査会で判断する。 等
- ⑦ コリンズデータを活用して確認する。

○技術資料提出後の入札参加者からの申し出による修正

技術資料提出後の技術資料の修正や追加提出は、認めない。

(2) 評価値の算出

ア 評価値の計算方法

評価値の計算方法については、以下のいずれかの方法とする。

(ア) 除算方式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格 (単位:億円)}}$$

- ・技術評価点：標準点に加算点を加えたもの
- ・標準点：原則として 100.000 点
- ・加算点：審査の結果得られた得点の合計値
- ・評価値は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、第 3 位止めとする。小数点第 3 位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第 4 位以下の差が付いた値とする。小数点 4 位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第 4 位以下を切り捨て、小数点第 3 位止めとする。
- ・入札価格は税抜きとする。

(イ) 加算方式

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = (100.000 - \text{技術評価点の満点}) - 100.000 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

- ・技術評価点：審査の結果得られた得点の合計値
- ・評価値の満点：100.000 点（見なし評価ありの場合）
- ・価格評価点の満点 = 100.000 点 - 技術評価点の満点

- ・ 価格評価点は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、第 3 位止めとする。小数点第 3 位止めの値で評価値に差がつかない場合は、価格評価点は小数点第 4 位以下の差が付いた値とする。この場合の評価値は、小数点第 4 位以下の差が付いた値とする。小数点 4 位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第 4 位以下を切り捨て、小数点第 3 位止めとする。
- ・ 入札価格、調査基準価格、予定価格は税抜きとする。

【補 則】

○評価値の表示

<除算方式>

技術評価点を入札価格（単位：億円）で除して、評価値を算出する。評価値は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、第 3 位止めとする。小数点第 3 位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第 4 位以下の差が付いた値とする。小数点 4 位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第 4 位以下を切り捨て、小数点第 3 位止めとする。

例：A社 技術評価点＝110点、入札価格＝1.00億円

B社 技術評価点＝105点、入札価格＝1.10億円

C社 技術評価点＝115点、入札価格＝1.05億円

のとき、評価値は以下のように表示する。

A社 評価値＝ $110 / 1.00 = 110.0000$ → 「評価値＝110.000」 落札

B社 評価値＝ $105 / 1.10 = 95.4545$ → 「評価値＝95.455」

C社 評価値＝ $115 / 1.05 = 109.5238$ → 「評価値＝109.524」

<加算方式>

評価値は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、第 3 位止めとする。小数点第 3 位止めの値で差がつかない場合の評価値は、価格評価点を小数点第 4 位以下の差が付いた値とし、算出された値とする。それでも、評価値が同じ値の場合は、小数点第 4 位以下を切り捨て、小数点第 3 位止めとする。

イ 加算点又は技術評価点の算出

加算点（除算方式）又は技術評価点（加算方式）は、審査の結果得られた得点の合計値とし、以下の①から③のとおりとする。

- ① 加算点又は技術評価点の上限値は、「5 評価項目・配点 (2) 評価項目・配点等に係る注意事項 イ配点」のとおりとする。
- ② 配点の満点が上限値以下の場合は、補正しない。
- ③ 配点の満点が上限値を超える場合は、補正する。なお、補正に当たっての留意事項は以下のとおりとする。
 - ・ 「カ 企業倫理や信頼性等」の項目は補正しない。
 - ・ 簡易型のうちパッケージ型は、補正しない。

【補 則】

○満点が上限値となるように行う補正の例

技術提案型 B タイプで必須評価項目 21.0 点、選択評価項目 31.5 点、配点の合計 52.5 点として入札を行った場合で、評価の結果、得点の合計点が 38.0 点であったとき、次のように補正する。

$$\begin{aligned} \text{加算点 (技術評価点)} &= \text{得点の合計点} \times (\text{上限値} / \text{配点の満点}) \\ &= 38.0 \text{ 点} \times (50.0 \text{ 点} / 52.5 \text{ 点}) = 36.2 \text{ 点} \end{aligned}$$

(小数点以下第 2 位を四捨五入し、第 1 位止めとする。)

ウ 不適正な事項に対する措置

- (ア) 技術提案型 B タイプの評価項目において、提案値が標準値未満のときは失格とする。
- (イ) 加算点（技術評価点）がマイナスとなった者は、失格とする。
- (ウ) 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。
- (エ) 提出された技術資料が不誠実（技術資料のうち技術提案部分が全て「白紙」又は「なし」等の記述のみの場合）であるときは失格とする。
- (オ) 「企業倫理や信頼性等」の評価項目が該当しているにもかかわらず、該当がない旨記載されている場合には、虚偽記載と判断し、失格とする。

エ 評価値の決定

上記ア～ウにより評価値を算出するに当たり、「見なし評価」の適用を原則とする。

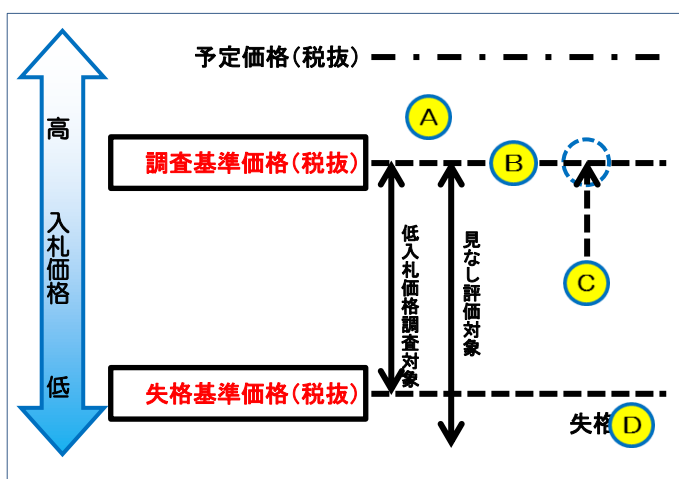
入札価格が調査基準価格（税抜）を下回ったときは、入札価格を調査基準価格（税抜）として「評価値」を算定する。ただし、契約は入札価格とする。また、「1/3 失格基準」を適用する場合は、該当する者を失格とする。

【補 則】

○見なし評価とは

評価値の算出に当たり、入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合、入札価格を調査基準価格（税抜）として見なしで計算する考え方。なお、契約は入札価格とする。

○見なし評価概念図



C： 入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合に、入札価格を調査基準価格（税抜）として評価値を算定する。

低入札価格調査制度実施要領に基づく調査の結果、適切な入札価格であったと認められない場合は、落札者（落札候補者）としない。

D： 失格基準価格（税抜）を下回った入札は失格とする。

○見なし評価の取りやめ

入札参加条件として入札参加者の本店又は主たる営業所の地域要件を設定しない工事については、見なし評価を取りやめることができる。

○「1/3 失格基準」とは

技術評価に関し、以下の①②両方に該当する者は失格とする。

- ① 技術評価の「加算点」（除算方式）又は「技術評価点」（加算方式）が、当該工事における「加算点」（除算方式）又は「技術評価点」（加算方式）の最も高い有効入札参加者の1/3以下。

※有効入札参加者とは「入札参加者のうち、辞退者、一抜け、不適正な事項による失格、事前審査による入札参加資格の欠格者を除く者」をいう。

- ② 技術評価点の「順位」が、有効入札参加者の下位1/3以下。

なお、有効入札参加者数が2者以下の場合はこの基準は適用しない。

○「1/3 失格基準」の適用について

	簡易型（自己採点方式）	技術提案型（発注者採点方式・自己採点併用発注者採点方式） 簡易型（発注者採点方式）
「見なし評価」適用する場合	「1/3 失格基準」適用しない	「1/3 失格基準」適用しない
「見なし評価」適用しない場合		「1/3 失格基準」適用する※

※発注者の判断により「1/3 失格基準」を適用しないこともできる。

8 落札候補者の決定方法等

(1) 落札候補者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、「評価値」が最も高い者を落札候補者とする。ただし、羽生市建設工事低入札価格取扱要綱（以下「低入札価格取扱要綱」という）及びその他の規定に基づく失格者は落札候補者としない。

【補 則】

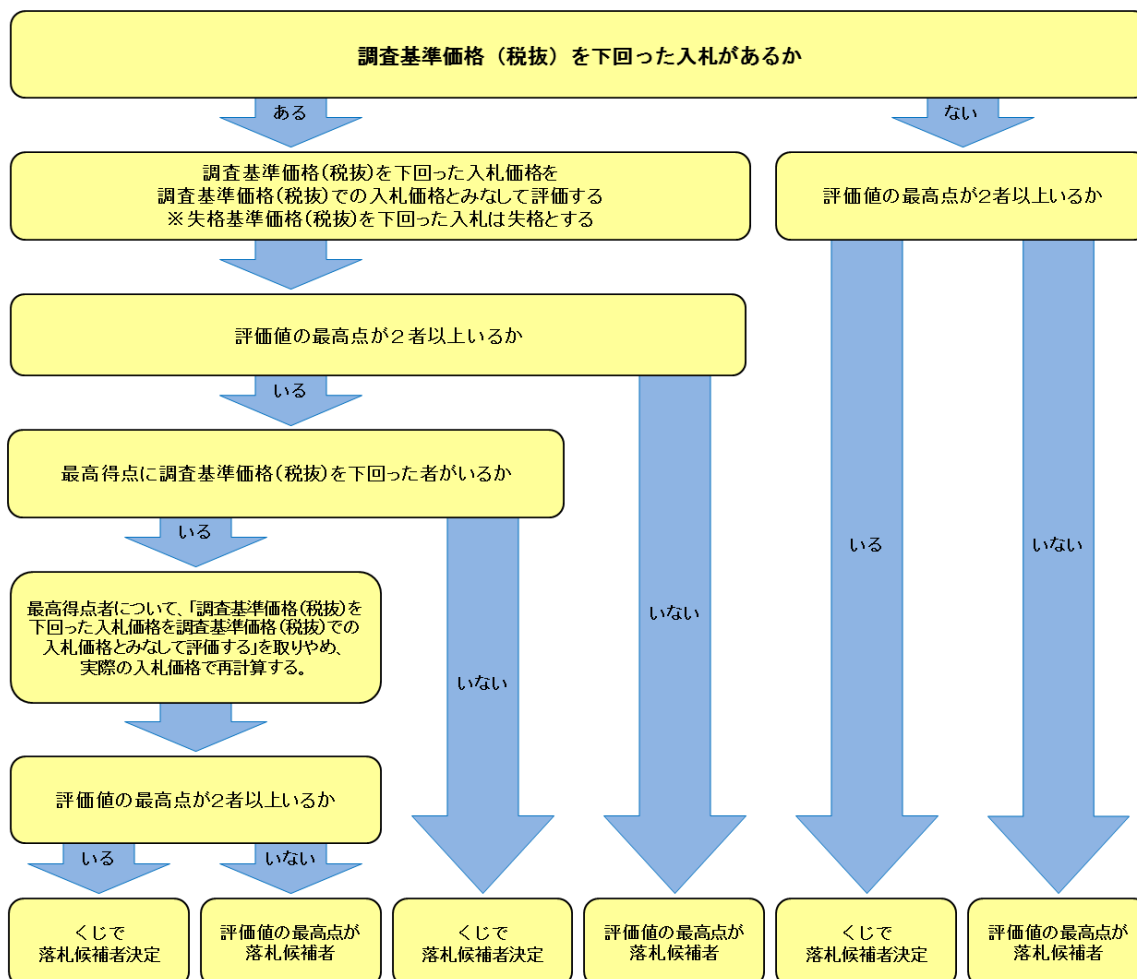
○低入札価格調査が適用となった場合の取扱い

羽生市建設工事低入札価格取扱要綱により低入札価格調査を実施するため、原則として調査通知日の翌日から起算して14日以内に当該最低入札価格の入札をした者を落札候補者とするか否かを決定し通知する。ただし、閉庁日は含まない。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上ある場合

(1)において、小数点第3位止めの値で差が付かない場合の評価値は、小数点第4位以下の差が付いた値とするが、それでも差が付かずに評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。ただし、「見なし評価」された者を1者以上含み、「評価値」の最も高い者が2者以上あるときは、「見なし評価」を取りやめ、「評価値」の最も高い者のみ評価値を再計算し、最も高い者を落札候補者とする。さらに、この場合においても、なお同点であった場合は、くじ引きとする。

落札候補者の考え方（フロー図）



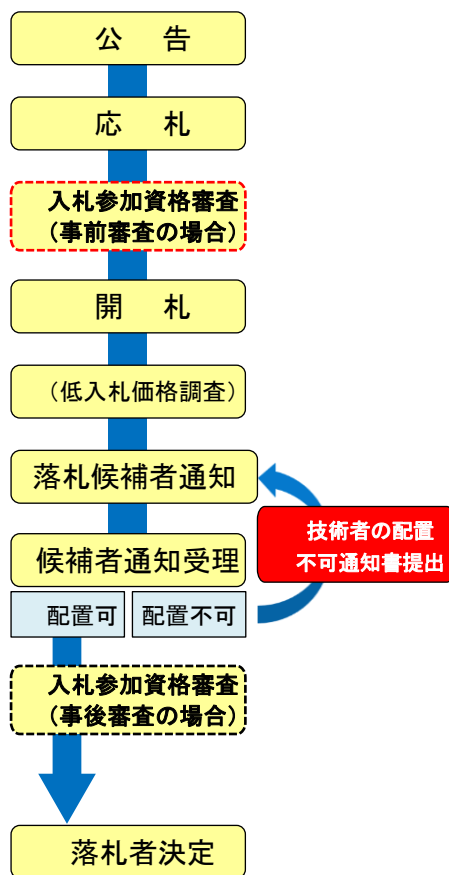
(3) 配置予定技術者の配置不可通知

配置予定技術者が落札候補者通知を受けた時点において、先に落札した他の工事に配置したため、配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して様式1「配置予定技術者に係る配置不可通知書」の通知にて配置予定技術者が配置できなくなった旨を通知することができる。(配置予定技術者が配置できる場合は、通知の必要はない)

この場合、入札参加資格を満たせなくなったことから無効として扱い、次の順位者へ落札候補者通知を行う。開札後に落札候補者通知を受けていない者は通知できない。

なお、この取扱いは、市が施行する総合評価方式のみ適用するものであり、それ以外の入札では応札後の辞退はできない。

<配置予定技術者に係る配置の概念図>



【補 則】

○「配置予定技術者に係る配置不可通知書」について

落札候補者通知日の翌日午後5時（閉庁日を除く）までに発注者側契約担当者に通知することにより、当該入札を無効とする。ただし、落札候補者通知の受理が午後3時以降の場合は、2日後の午後5時（閉庁日を除く）までとする。

なお、期限後の通知書は受理しない。

通知期限が短いため電子メール、FAXでも仮提出を認めるが、後日押印のある正本を提出すること。（必ず契約担当者に連絡を入れること）

受注できる場合は、通知する必要はなく（事後審査の場合）入札参加資格審査を行い落札者決定となる。落札者となり契約後に技術者を配置できない場合は、技術資料の内容を満たすことができないものとしてペナルティの対象とする。

(4) 落札者の決定

上記「8 (1) ～ (3)」により決定された落札候補者について、入札参加資格審査等の結果、入札公告に定めた必要な要件をすべて満たし、無効でない入札をした者を落札者とする。

【補 則】

○電子入札共同システム（入札情報公開システム）による入札結果の公開について

適用の欄において評価値及び技術評価点を公開すること。電子入札共同システムの入札状況登録の際に評価値、技術評価値の入力や修正が可能である。この値は入札情報公開システムの摘要欄に反映され、入札情報公開システムでも修正が可能である。

入札情報公開システム摘要欄の記載方法：

評価値 ●●●●●●● 技術評価点●●●●●

※再度入札（2回目）で落札者が決定した場合は、2回目の評価値等を記載する。

※諸々の理由で入札が失格・無効になった場合、摘要欄に下表のとおり入力すること。

審査（調査）の事項	入札情報公開システムの入力規則
事前審査で欠格の場合	参加資格なし
不適正な事項による失格の場合 ・技術提案型Bタイプにおいて提案値が標準値未満の場合 ・加算点（技術評価点）がマイナスとなった場合 ・技術提案型のうち技術提案部分が全て「白紙」又は「なし」等の記述のみの場合 ・契約締結前に虚偽記載が判明した場合	技術評価失格
不適正な事項による失格と予定価格超過又は低入札価格調査制度による失格が重複	技術評価失格
1/3失格基準による失格の場合	1/3該当失格、技術評価点：●●●
1/3失格基準による失格による失格と予定価格超過 又は低入札価格調査制度による失格が重複	1/3該当失格、技術評価点：●●●
（辞退がある・ないに関わらず）技術資料の提出があり、入札がない場合	辞退
（辞退がある・ないに関わらず）技術資料の提出がなく、入札がない場合	辞退
（辞退がある・ないに関わらず）技術資料の提出がなく、入札のみあった場合	技術資料なし
予定価格超過の場合	予定価格超過、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で失格基準価格未満により失格した場合	低入札（価格失格）、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で数値的判断基準により失格した場合	低入札（数値失格）、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で契約条件により失格した場合（申出による失格を含む）	低入札（条件失格）、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で基本・詳細調査により失格した場合	低入札（調査失格）、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で工事成績判断基準により失格した場合	低入札（成績失格）、技術評価点：●●●
配置技術者の配置不可通知書の通知を受けた場合	技術者配置無効
事後（ダイレクト）審査で欠格の場合	参加資格なし
一抜けによる無効の場合	一抜け
自己採点申請書が不備の場合 ・自己採点申請書の未提出 ・入札参加名なし ・工事名等間違い	自己採点申請書不備

○失格基準価格について

案件管理システムで理由の欄に失格基準価格（税抜）を入力する。

9 履行確認

受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項は、全て履行の対象とする。ただし、契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、この限りではない。

【補 則】

○発注者が履行について指示するもの

契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、以下のとおりとする。

なお、この指示は契約後直ちに行うものとする。

	履行について指示するもの	指示の内容
①	関係法令・基準等に違反する提案	提案を履行しない。
②	工事目的物等に悪影響を与える可能性がある提案	提案を履行しない。
③	技術提案型Aタイプにおいて、求める提案数を超えた提案（例：3つを求めたが4つ目の提案があった）	提案の履行を求めない。（ただし①②に該当しない場合は実施することを妨げるものではない。この場合には履行確認の対象外とする。）

○履行確認の手順について

① 履行について指示

上記に該当する提案がある場合、監督員は、契約後直ちに、受注者に上記履行について「指示の内容」を書面で指示する

② 様式2「履行確認シート」の作成

受注者は、技術資料に基づき様式2「履行確認シート」を作成し、施工計画書に添付すること。

・監督員は、①で指示した内容の有無などの確認を行う。

③ 現場代理人による履行確認

現場代理人は、様式2「履行確認シート」を活用して、評価項目の履行確認を行う。

・履行確認に必要な資料などを整理する。

④ 監督員による履行確認

監督員は、現場代理人が作成した様式2「履行確認シート」及び資料に基づき、履行確認を行う。

・評価項目の履行確認は、現地又は書類で行う。

・監督員は、技術資料の内容が満たされていない場合は、受注者に再度施工又は補修を行うように指示する。

⑤ 様式3「技術資料の履行について」の提出

様式2「履行確認シート」により各評価項目の履行確認が完了した後、受注者は、様式3「技術資料の履行について」を発注者に提出する。

・提案された項目すべての確認が終了した後、様式3の「技術資料の履行について」に様式2「履行確認シート」を添付し、受注者は発注者に提出する。

・工事完成通知受理前に、受発注者間で履行確認を行う。

⑥ 様式4「技術資料の確認結果について」の通知

発注者は、様式3「技術資料の履行について」の提出を受けた場合は、すみやかに確認を行い、様式4「技術資料の確認結果について」により受注者に通知する。

・履行確認の書類は、工事完成書類の一部として保管する。

10 ペナルティの設定

(1) 技術資料の内容の不履行

ア 発注者は、様式3「技術資料の履行について」の通知を受理した際に技術資料の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなす。

受注者は、不履行の場合、違約金として、不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点 1.0 点を請負代金額の 1 %に相当させた金額。ただし 5 %を上限とする。）を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（-5 点、2 項目以上は-10 点）を行う。

なお、受注者は、このことにより「羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づき入札参加停止措置を受けることがある。

イ 技術資料の内容の履行に際して、契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、アの規定を適用しない。

【補 則】

○不服の申出

受注者は、発注者から様式4「技術資料の確認結果について（通知）」（参考資料編）により技術資料の履行がされていない旨の通知を受けたときには、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に発注者に不服を申し出ることができる。

様式5「技術資料の確認結果に関する不服申出について」（参考資料編）

○不服の審査

発注者は、受注者から不服の申し出があったときは、ただちにその内容を審査し、その結果を様式6「不服申出に対する検討結果について（回答）」（参考資料編）により通知する。

○JV工事における「総合評価の不履行」について

総合評価方式による市発注のJV工事において、正当な理由なく技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかった場合は、すべての構成員が「カ（カ）総合評価の不履行」の評価項目で減点対象となる。

(2) 技術資料の虚偽記載

ア 発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その技術資料を提出した者を失格とする。

発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その際、受注者は、違約金として、請負代金額の 5 %を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（-5 点、2 項目以上は-10 点）を行う。

受注者は、このことにより羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けることがある。

イ 配置技術者を変更しようとする場合において発注者に提出し承諾を得る資料で、やむを得ない事情を証明する資料、又は変更後の配置技術者が変更前の配置技術者と同等以上の技術的資格、経験等を有する者と証明する資料に虚偽記載があった場合、アの規定を適用する。

【補 則】

○不服の申出

受注者は、発注者から契約締結後に様式4「技術資料の確認結果について（通知）」（参考資料編）により技術資料に虚偽記載が判明した旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に発注者に不服を申し出ることができる。

様式5「技術資料の確認結果に関する不服申出について」（参考資料編）

○不服の審査

発注者は、受注者から不服の申し出があったときは、ただちにその内容を審査し、様式6「不服申出に対する検討結果について（回答）」（参考資料編）により通知する。

○虚偽記載の例

（1）契約締結前に、技術資料に虚偽の記載がある場合

評価項目のカ「企業倫理や信頼性等」の各評価項目において、法令違反等の行為があったにもかかわらず、技術資料において、法令違反等の行為が無い旨の資料を添付若しくは技術資料の添付を行わなかったもの

（2）契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合

- ・本文10（2）技術資料の虚偽記載 イの場合
- ・契約締結前に提出された技術資料が、契約締結後に、意図的に虚偽の記載がされたと判明した場合

1.1 中立かつ公正な評価の確保（学識経験者の意見聴取）

総合評価方式の適用により、技術資料の審査・評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

このため、総合評価方式の実施に当たり、地方自治法施行令第167条の10の2及び同規則第12条の4の規定により、次の場合についてあらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。

- ① 落札者決定基準を定めようとするとき。
- ② ①の意見聴取において、併せて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるか確認し、必要があるとの意見が述べられた場合において、当該落札者を決定しようとするとき。

意見聴取は、複数の学識経験者と行政委員（市職員）で構成する「総合評価審査委員会」、「総合評価審査会」において意見聴取を行うものとする。

なお、それぞれの所掌事務は、以下のとおりとする。

（1）総合評価審査委員会

- ア 落札者決定基準（評価の方法や落札者の決定方法）について、意見を述べること。
- イ 総合評価方式の運用状況等について事務局より報告を受けること。
- ウ 必要に応じ高度な技術等を含む技術提案の評価・審査、その他、必要と認められる事項について、意見を述べること。

(2) 総合評価審査会

- ア 個々の工事における落札者決定基準について、意見を述べること。
- イ 落札者を決定しようとすることに對し意見を述べること。
(アの審査会において、必要があると判断されたものに限る。)
- ウ その他、委員会又は審査会が特別に定める事項に関すること。

1.2 総合評価方式に係る公表等

(1) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

(2) 情報提供

ア 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、ガイドラインに示す。

イ 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において、落札者決定後、速やかに以下の事項について情報公開する。

- (ア) 業者名
- (イ) 各業者の入札価格
- (ウ) 各業者の技術評価点
- (エ) 各業者の評価値

また、入札参加者から、発注者あて評価状況に関する情報提供依頼があった場合には自社の評価項目ごとの評価点と落札者との比較（優劣）について情報提供することとする。

【補 則】

○情報提供について

落札者決定通知日の翌日から原則7日以内（閉庁日を除く）を期限とし、入札参加者から様式7「評価状況に関する情報提供について（依頼）」による依頼があった場合には、発注者は依頼のあった日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に、入札参加者本人の評価状況を様式8「評価状況に関する情報提供について（回答）」及び様式9「総合評価方式における評価項目と評価状況」により、情報提供することとする。

また、審査会事務局に様式7「評価状況に関する情報提供について（依頼）」、様式8「評価状況に関する情報提供について（回答）」及び様式9「総合評価方式における評価項目と評価状況」（受領者のサインの入ったもの）の写しを提出すること。

【補 則】

○失格・無効になった者への情報提供について

諸々の理由で入札が失格・無効等[※]になり、技術評価点の公表対象とならなかった者には情報提供しないものとし、その旨を入札説明書に明記する。

※諸々の理由で入札が失格・無効等になった例

- ・事前審査で欠格の場合
- ・不適正な事項で失格の場合
- ・技術資料が提出されたが、入札がない場合
- ・技術資料未提出で、入札もない場合
- ・技術資料未提出で、入札のみあった場合
- ・配置予定技術者の配置不可通知を受けた場合
- ・事後（ダイレクト）審査で欠格の場合
- ・一抜けにより無効の場合
- ・自己採点申請書が不備の場合

なお、「予定価格超過」、「低入札価格調査での失格（価格失格、数値失格、条件失格、調査失格、成績失格）」又は「1/3失格基準による失格」の場合においては、技術評価点を公表しているので、評価状況に関する情報提供を行うことができる。

○契約締結

契約書には、受注者から提出された技術資料と総合評価方式特記仕様書を添付する。

なお、契約書の作成に使用するため、受注者に対し落札者決定通知後速やかに、技術評価時に提出されたものと同内容の技術資料を追加提出させること。

「総合評価方式特記仕様書」の記載例は別途に定める参考資料を参照。

13 様式

このガイドラインに基づき総合評価方式を実施する際に使用する様式については、別途に定める参考資料を参照。